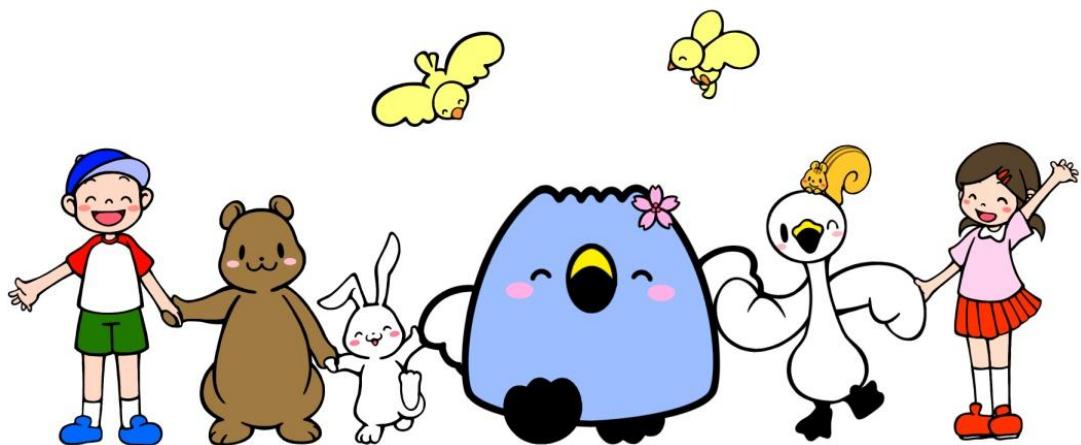


第2期阿賀野市地域福祉計画

第2期阿賀野市地域福祉活動計画



令和2年3月

阿賀野市
阿賀野市社会福祉協議会

はじめに

阿賀野市では、地域住民・ボランティア・行政等の相互の協働により、地域での助け合い、支え合う社会の実現に向け、地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し取り組みをすすめています。

近年、少子高齢化や人口減少の急速な進行により高齢者の単身世帯や高齢者世帯の増加、核家族の増加により家族による助け合いや地域の助け合いの力が希薄となり、ひきこもり、孤独死、虐待など多くの社会問題が表面化しています。



このようなことから、平成30年4月に改正社会福祉法が施行され、高齢者、障がい者（児）、子ども・子育て、生活困窮者等に対する「包括的な支援体制の構築」が努力義務化され、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の取り組みがさらに求められています。

当市は、様々な地域の課題を把握し、地域住民とボランティア団体、行政などが協力して課題の解決を図る「地域の助け合いによる福祉」を推進するため、人と人のつながりを基本として、「顔のみえる関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指す仕組みづくりをすすめてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました阿賀野市地域福祉計画策定委員の皆さんをはじめ、アンケートにご協力いただきました、市民の方及び自治会長の皆さんに深く感謝申し上げます。

令和2年3月

阿賀野市長 田中 清善

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4

第2章 阿賀野市の現状

1 人口と世帯の状況	
(1) 総人口と世帯数の推移	5
(2) 年齢3区分別人口割合の推移	6
(3) 自然動態と社会動態の状況	7
2 高齢者の状況	
(1) 高齢者の状況	9
(2) 要介護（要支援）認定者の状況	10
(3) 老人クラブ数と会員数の推移	10
3 障がい者の状況	
(1) 障がい者手帳所持者の状況	11
(2) 自立支援医療（精神通院）受給者の状況	13
4 子どもの状況	14
5 市民の健康状況	15
6 民生委員・児童委員	17
7 ボランティアの状況	18

第3章 計画の目指す方向性

1 基本理念	19
2 基本目標	19
3 施策の体系	21
4 市民アンケートから見えてきた阿賀野市の現状と課題	22
5 地域福祉計画・地域福祉活動計画の現状と課題（振り返り）	29

第4章 施策の展開

基本目標1 住民を中心に、全ての関係者参加型の助け合い、支え合う地域づくりをすすめています。	
(1) 要援護者支援の推進	41
(2) 世代間交流の推進	41
(3) 地域住民・行政・組織のネットワークづくり	41
(4) 地域等による見守り体制の実現	42
(5) 笑顔あふれる居場所づくりの推進	42
基本目標2 助け合い支え合い活動の担い手となる人材、組織づくりをすすめています。	
(1) 地域福祉を担う人材等の育成	44
(2) ボランティア・NPO法人・生活支援協議体等の活動の支援	44
(3) 地域活動の組織づくり	44
基本目標3 全ての市民が笑顔で暮らせる地域社会の基盤づくりをすすめています。	
(1) 包括的な支援体制の整備	46
(2) 各種情報提供の充実	46
(3) 相談支援体制の充実	46
(4) 権利擁護の推進	46
(5) 各種福祉サービスの充実	47
(6) 地域の防災・防犯体制の充実	47

第5章 計画の推進に向けて

1 住民、関係団体、事業所、行政等の協働による計画の推進	
(1) 住民、地域活動団体に期待される役割	50
(2) 民生委員・児童委員に期待される役割	51
(3) 社会福祉協議会の役割	51
(4) 福祉サービス事業者の役割	51
(5) 行政の役割	51

2 計画の推進体制	
(1) 庁内関係部局との連携	52
(2) 関係機関との連携	52
(3) 社会福祉協議会との連携	52
(4) 計画の普及啓発	53
(5) 計画の進行管理	53

資料編

【各種計画】

1 阿賀野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	54
2 阿賀野市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画	55
3 阿賀野市子ども・子育て支援計画	56
4 第2次 健康あがの21計画	56
5 阿賀野市みんなで支えよう「こころ」と「いのち」を守る 行動計画（自殺総合対策行動計画）	57
6 市民アンケート結果	58
阿賀野市地域福祉計画策定委員会設置要綱	65
阿賀野市地域福祉計画策定委員会	66

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

当市は、阿賀野市総合計画において「元気で明るく活力のある魅力的なまち」を目指し、5つの政策の柱のひとつに「安全・安心な暮らしの実現」を据え、それを支える「市民協働」により地域福祉の推進に向けた取り組みを進めています。

近年、少子高齢化や人口減少による、社会経済の担い手の急速な減少により、福祉の課題も多様化、複雑化しており、高齢者、障がいのある人の生活や介護の問題、認知症高齢者の増加、子育ての孤立化や不安、生活困窮など、様々な問題が重なり、個々では解決できない困難な問題が広く見られるようになってきています。

一方、世帯の状況を見ると、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、若年単身世帯など小規模世帯が増加しており、家族による支え合いは希薄になっています。

これらの変化は、地域コミュニティーにも影響を与え、お互いのつながりを希薄にし、地域の助け合いの力や機能を弱めています。

こうしたもとでは、地域の中で孤立する人が増え、児童や高齢者・障がい者虐待、ひきこもりやひとり暮らし高齢者の孤独死など、把握や発見が困難な深刻な社会問題が表面化してきています。

これら課題の解決は、行政サービスだけでは難しく、住民自身の努力はもとより、地域住民とボランティア団体、行政などが協力して、課題を把握し、課題解決のための方策を考え、自助・互助・共助・公助の役割分担の仕組みづくりが求められています。

地域福祉計画は「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、人と人のつながりを基本として、「顔のみえる関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指す仕組みをつくり、取り組みを進めていくために策定します。

また、地域福祉の中心的役割を担う社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体に策定・推進を行っていきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、当市における市政運営の最上位計画である「阿賀野市総合計画」並びに「新潟県健康福祉ビジョン」との整合性を図るとともに、福祉・健康分野に係る各種計画を包含するものであり、各計画を総合的に推進するための理念や方向性を示す計画として位置付けるものです。

社会福祉法（抄）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

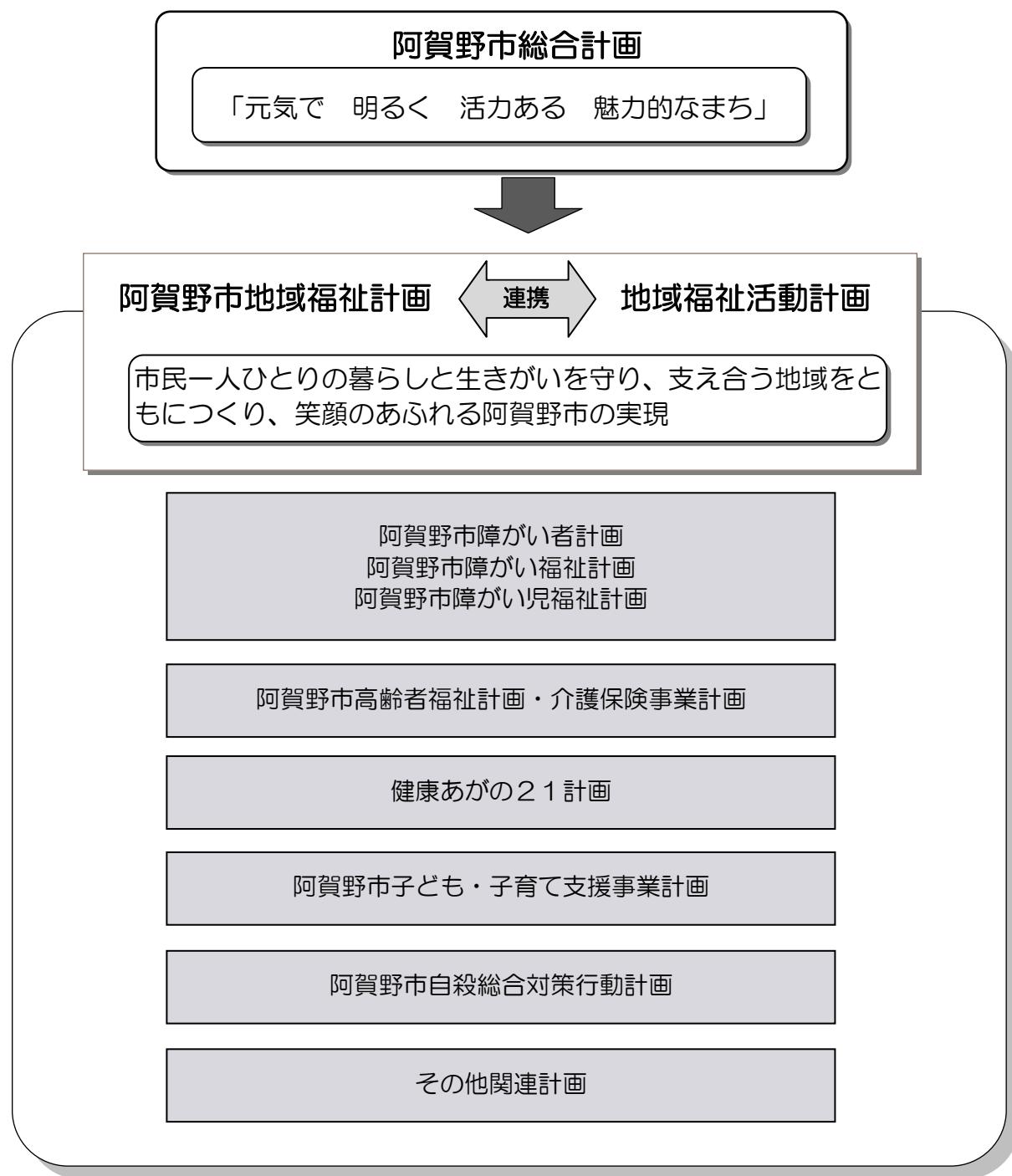
- (1) 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、各項各号に掲げる事にする事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ指定都市にあっては（中略）市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

【本計画と主な関連計画との位置づけ】



○地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体策定の意義

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための、住民の活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画は、いわば車の両輪です。

これらを一体となって策定することの意義は、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わるものとの役割や協働が明確化され、実効性が高まることがあります。

3 計画の期間

年 度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
阿賀野市総合計画	➡										
地域福祉計画・地域 福祉活動計画					➡						
高齢者福祉計画・介 護保険事業計画			➡								
障がい者計画			➡								
障がい福祉計画 障がい児福祉計画			➡								
子ども・子育て支援 事業計画			➡								
健康あがの21計 画											
自殺総合対策行動 計画				➡							

※ 本計画の期間は、令和2年4月から令和6年3月までとなります。

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、学識経験者、自治会代表、福祉団体、ボランティア団体、関係行政機関の職員で構成する「阿賀野市地域福祉計画策定委員会」を設置し、議論を進めるとともに、市の関係部署と検討・調整を行い策定しました。

【委員会】

- 平成30年10月 3日 第1回委員会開催
- 平成31年 2月27日 第2回委員会開催
- 令和 元年 6月28日 第3回委員会開催
- 令和 元年11月28日 第4回委員会開催
- 令和 元年12月24日から令和 2年 1月22日 パブリックコメント実施
- 令和 2年 2月 6日 第5回委員会開催

第2章 阿賀野市の現状

1 人口と世帯の状況

(1) 総人口と世帯数の推移

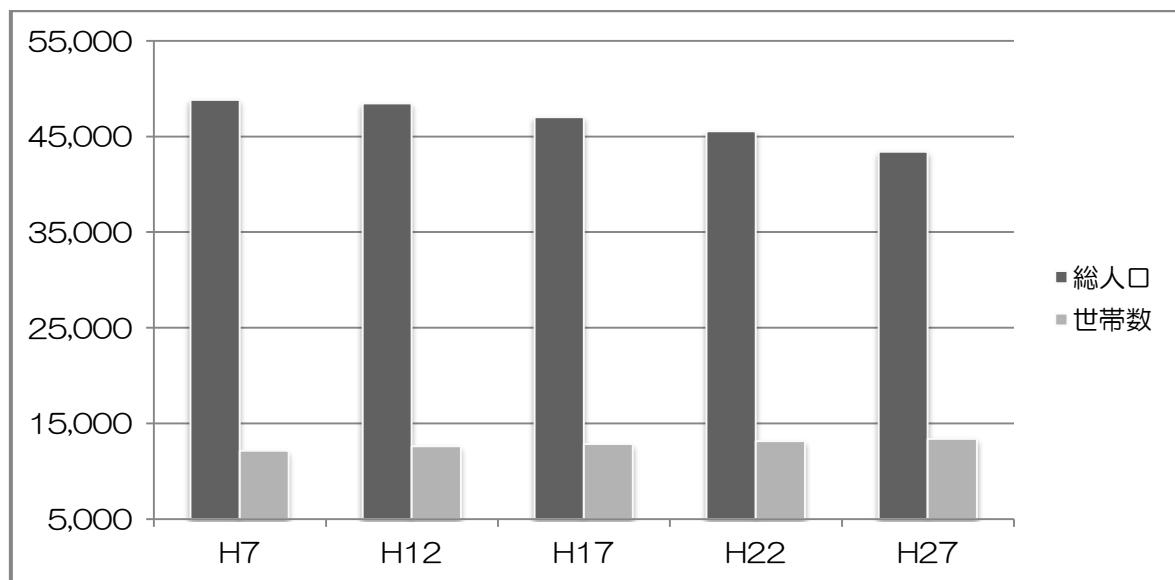
阿賀野市の総人口は、平成7年以降減少傾向にあり、平成27年では43,415人で、20年前の平成7年から5,413人(11.1%)、平成22年から2,145人(4.7%)減少しています。世帯数については、人口が減少しているにも関わらず年々増加傾向が続いている、平成27年には13,390世帯、平成7年から1,252世帯(10.3%)、平成22年度から236世帯(1.8%)増加となっています。また、1世帯当たりの人数については年々減少が続いている、平成27年に3.2人となって、平成7年から0.8人減少、平成22年に比べ微減しており、世帯の少人数化が進行しています。

これは少子化や核家族化が進んでいることや、独居の世帯が増えていることと関連していると考えられます。

このような社会で市民が抱える生活課題、福祉課題は多様化、複雑化しており、地域の中で課題を抱えた人を地域全体で把握し、支え合い助け合うことができるようなまちづくりを考えていく必要があります。

■総人口と世帯数の推移

(単位：人、世帯)



(単位：人、世帯)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口(人)	48,828	48,456	47,043	45,560	43,415
総世帯(戸)	12,138	12,632	12,847	13,154	13,390
1世帯当たり平均人数	4.0	3.8	3.7	3.5	3.2

資料：国勢調査

(2) 年齢3区分別人口割合の推移

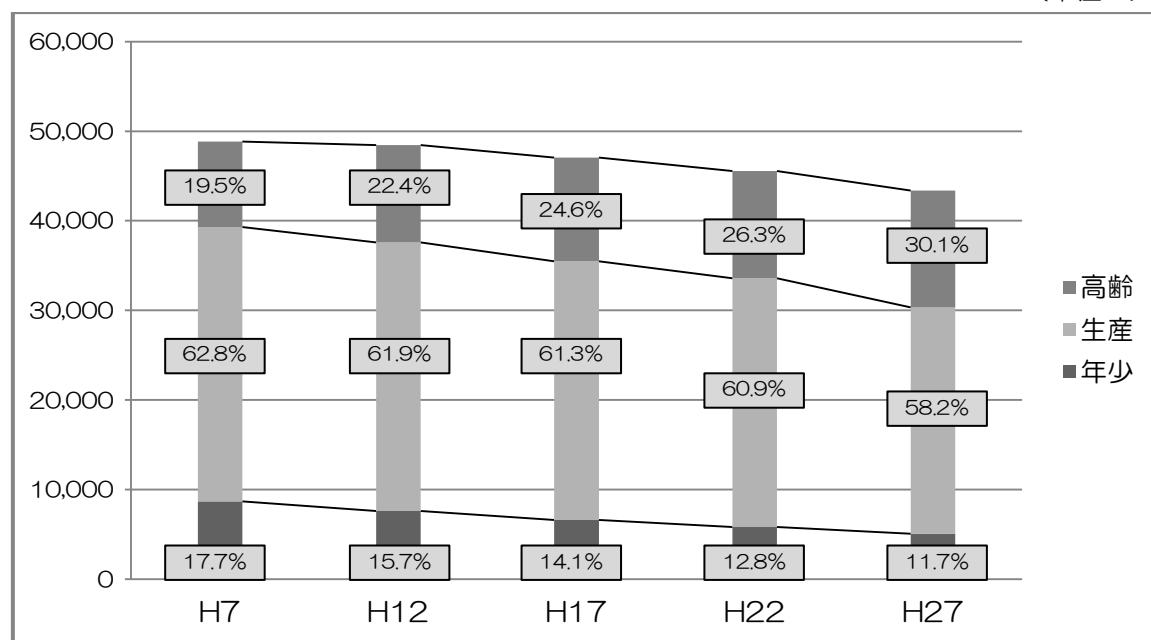
年齢3区分別人口割合の推移を見ると、年少人口（0歳～14歳）及び生産年齢人口（15歳～64歳）の割合が減少しており、特に平成27年の年少人口は、平成7年から3,582人（41.4%）も激減しています。逆に高齢者人口（65歳以上）は、3,536人（37.1%）と大きく増加しています。

急激に少子高齢化が進んでおります。

誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現を目指し、幼児教育・保育の無償化といった少子化対策が打ち出され、子育てと仕事・育児の両立に向けた政策がすすめられていますが、少子高齢化社会及び核家族化が進む現代、家族の絆を深め、また、住民が地域との絆を深めるような広がりをつくっていく必要があります。

◆年齢3区分別人口割合の推移

(単位：人)



(単位：人)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	48,828	48,456	47,043	45,560	43,415
年少人口 (0歳～14歳)	8,661 (17.7%)	7,589 (15.7%)	6,611 (14.1%)	5,831 (12.8%)	5,079 (11.7%)
生産年齢人口 (15歳～64歳)	30,636 (62.8%)	29,981 (61.9%)	28,859 (61.3%)	27,746 (60.9%)	25,235 (58.2%)
高齢者人口 (65歳以上)	9,531 (19.5%)	10,886 (22.4%)	11,573 (24.6%)	11,958 (26.3%)	13,067 (30.1%)

資料：国勢調査

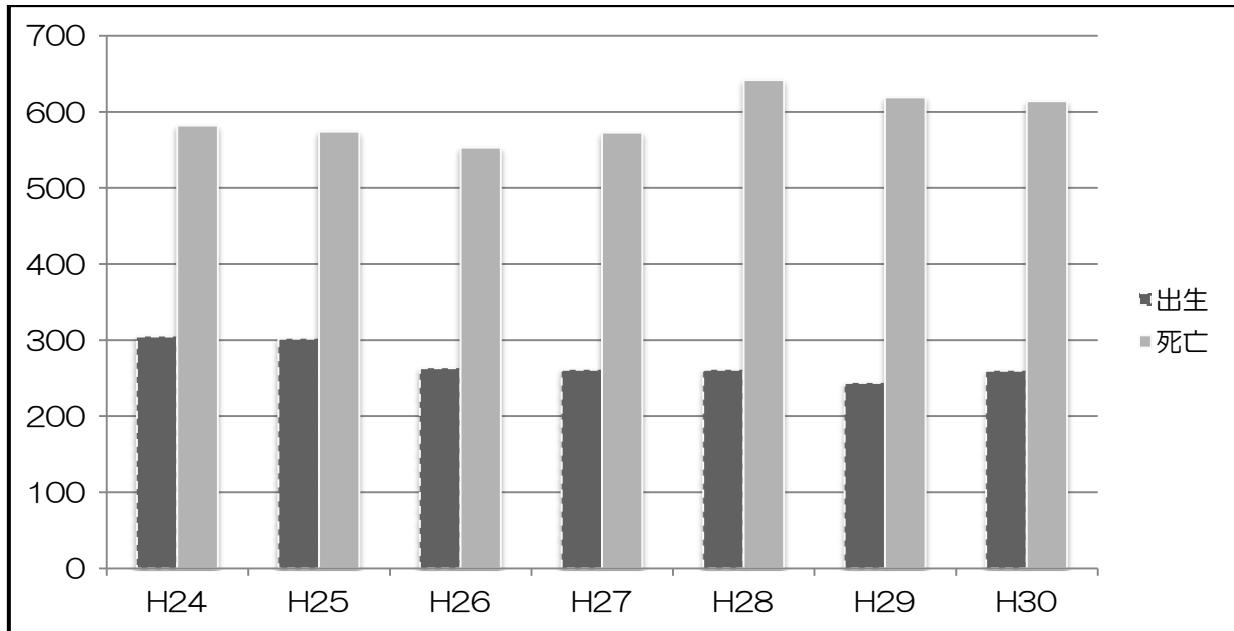
(注) 年齢不詳者は 65 歳以上に含む

(3) 自然動態と社会動態の状況

◆出生と死亡の推移（自然動態）

自然動態では、死亡者数が出生者数を大きく上回っており、平成27年以降は死亡者数が出生者数を300人以上も上回る状況が続いています。

（単位：人）



資料：県人口動態統計

（単位：人）

	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
出生	305	302	263	261	261	244	260
死亡	582	574	553	573	642	619	614
自然增加数	△277	△272	△290	△312	△381	△375	△354

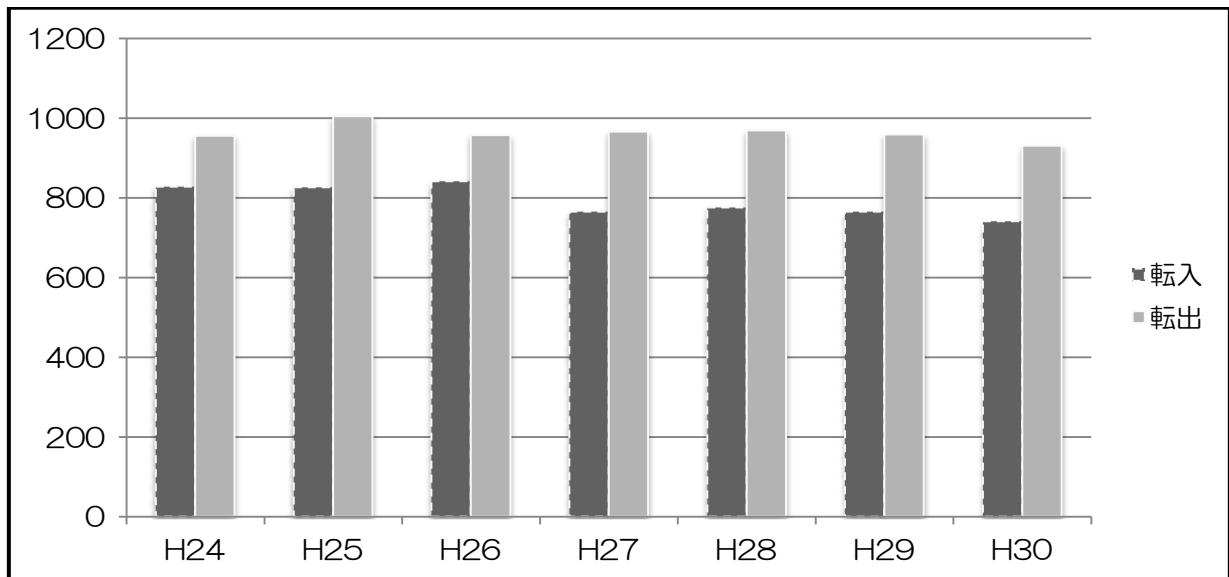
資料：県人口動態統計

◆転入と転出の推移（社会動態）

社会動態については、近年は、転入者転出者ともに減少傾向となっていますが、平成27年から平成30年までは、転出者数が転入者数を200人前後上回っています。

今後の課題としては、地域に人々が定着できるよう就労の場の確保や子育て支援の充実などの取り組みをさらに進めていくことが大事です。

(単位：人)



資料：県人口動態調査

(単位：人)

	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
転入	828	826	842	765	776	765	741
転出	956	1,005	957	966	969	959	931
社会增加数	△128	△179	△115	△201	△193	△194	△190

資料：県人口動態調査

※ 社会動態：一定期間における転入・転出に伴う人口の動き

社会増加数：転入数－転出数

2 高齢者の状況

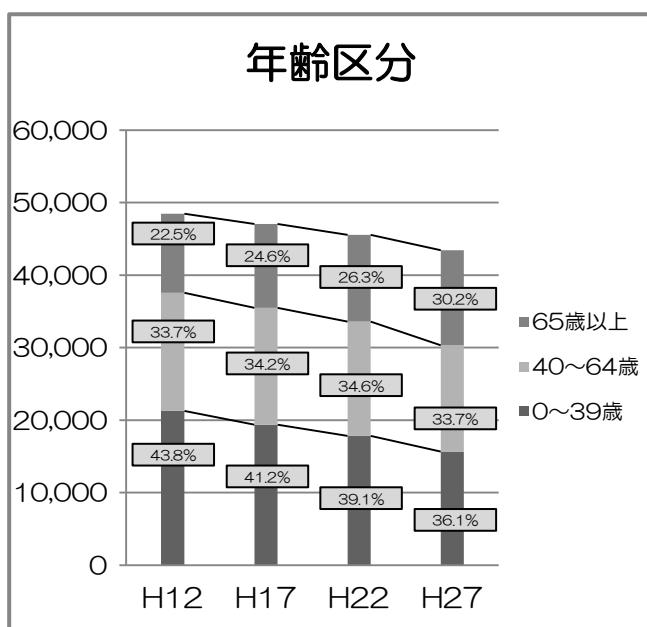
(1) 高齢者の状況

◆阿賀野市の人団の推移（国勢調査）

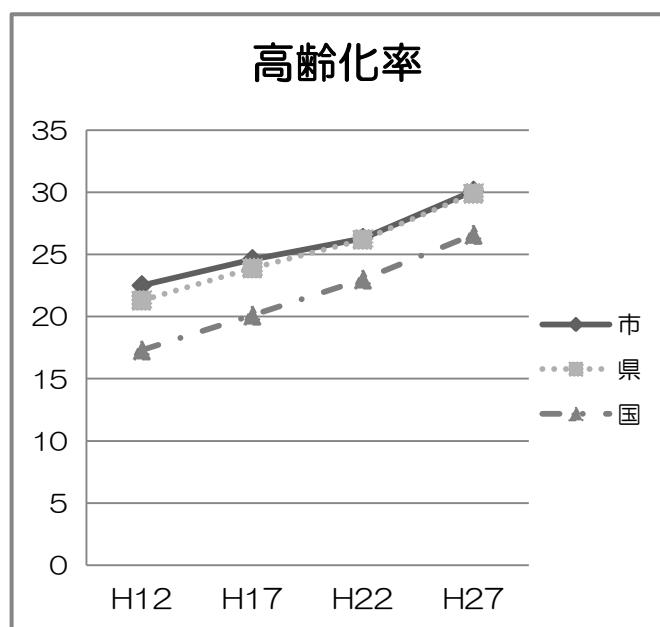
(単位：人、%)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	48,456	47,043	45,560	43,415
0～39歳	21,250	19,372	17,813	15,672
40～64歳	16,320	16,098	15,764	14,642
65歳以上	10,886	11,573	11,983	13,101
前期高齢者(65～74歳)	6,121	5,615	5,084	5,896
後期高齢者(75歳以上)	4,765	5,958	6,899	7,205
高齢化率	22.5	24.6	26.3	30.1
市	21.3	23.9	26.2	29.9
新潟県	17.3	20.1	23.0	26.6
国				

(単位：人)



(単位：%)



◆高齢者世帯の状況（国勢調査）

いずれの世帯についても、高齢者数は増加しています。平成12年と平成27年を比較すると、高齢者単身世帯は2倍、高齢夫婦世帯は約1.5倍となっています。

(単位：世帯、%)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数 A	12,632	12,847	13,154	13,390
一般世帯数 B	12,624	12,837	13,140	13,362
高齢者のいる世帯 C	7,061	7,420	7,612	8,038
比率C/B	55.9	57.8	57.9	60.2
高齢者単身世帯 D	532	683	821	1,072
比率D/B	4.2	5.3	6.2	8.0
高齢夫婦世帯 E	754	910	1,059	1,090
比率E/B	6.0	7.1	8.1	8.2

注) 高齢者単身世帯等の比率は一般世帯に占める割合

(2) 要介護（要支援）認定者の状況

要介護（要支援）認定者数は年々増加し続けていましたが、平成30年は一転減少となりました。減少した理由としては、平成29年度から「介護予防・日常生活支援事業」の移行を進め、平成30年度から完全実施したことにより、真に介護保険サービスの利用を希望される方が介護認定を受ける仕組みとなったことによるものと考えられます。

（単位：人）

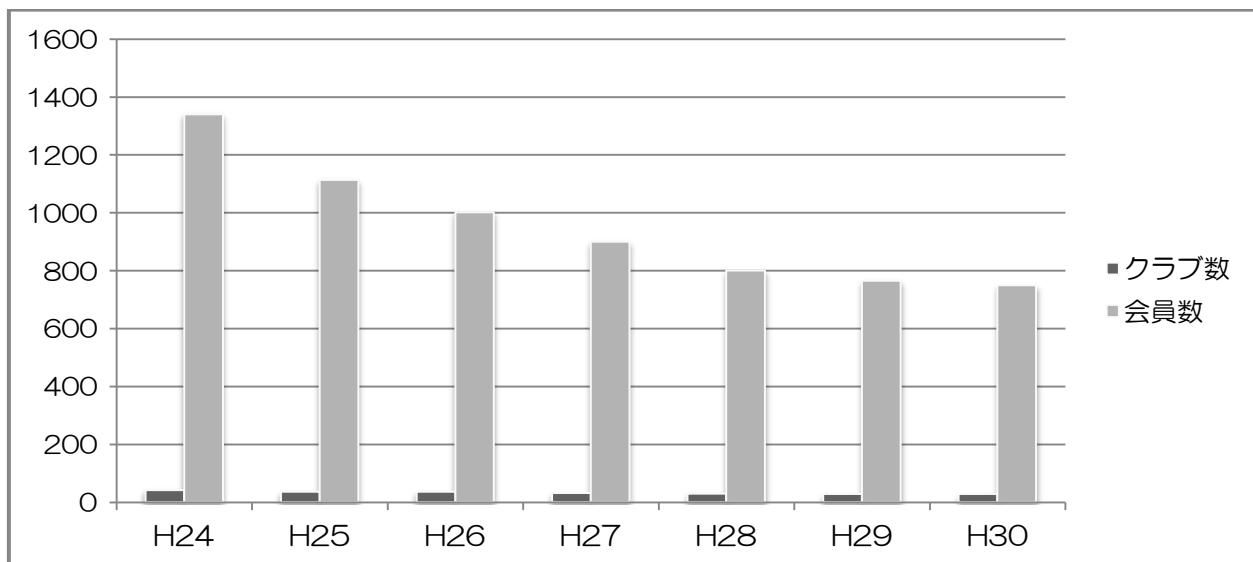
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
要支援1	158	148	163	191	235	284	212
要支援2	295	305	365	397	467	457	436
要介護1	390	382	371	435	415	489	459
要介護2	469	505	502	519	496	444	409
要介護3	378	395	418	407	437	405	391
要介護4	346	379	378	374	357	347	358
要介護5	327	347	335	312	272	269	278
合計	2,363	2,461	2,532	2,635	2,679	2,695	2,543

資料：阿賀野市高齢福祉課

(3) 老人クラブ数と会員数の推移

60歳以上の人口は年々増加しています。クラブ数は平成28年まで減少していましたが、近年は、横ばいとなっています。また、平成24年から平成30年まで、会員数は44.1%減少となっています。

（単位：クラブ、人）



（単位：人）

年 度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
60歳以上人口	16,142	16,285	16,503	16,726	16,832	16,937	16,945
クラブ数	42 クラブ	36 クラブ	36 クラブ	32 クラブ	30 クラブ	28 クラブ	28 クラブ
会員数	1,340	1,113	1,002	900	800	765	749
加入率	8.3%	6.8%	6.1%	5.4%	4.8%	4.5%	4.4%

資料：阿賀野市高齢福祉課

3 障がい者の状況

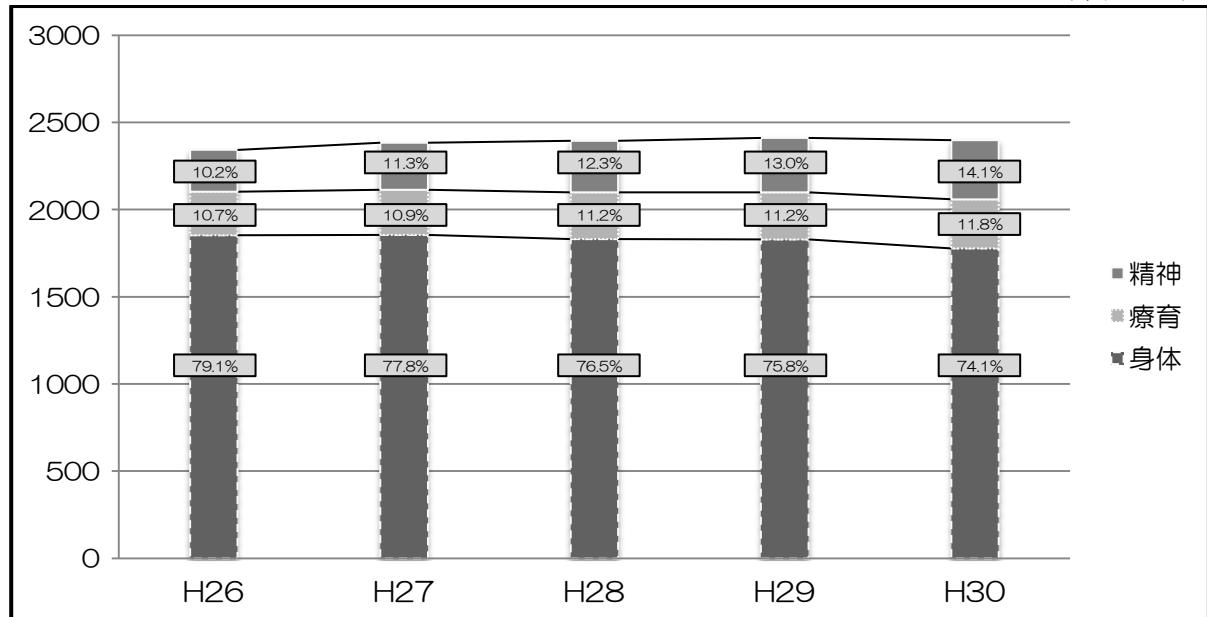
(1) 障がい者手帳所持者の状況

障がいのある人（身体、知的、精神障がいの手帳所持者）の中では、身体障がいが約7割を占めています。年々、身体障がいは減少していますが、精神障がいは増加しています。

近年、障害者差別解消法の施行や障害者雇用率の見直しなど、障がい者の社会参加の促進が推進されています。

◆障がい者手帳所持者数の推移

(単位：人)



(単位:人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
身体障害者手帳	1,854 (79.1%)	1,855 (77.8%)	1,832 (76.5%)	1,829 (75.8%)	1,778 (74.1%)
療育手帳	250 (10.7%)	260 (10.9%)	268 (11.2%)	270 (11.2%)	282 (11.8%)
精神障害者保健福祉手帳	239 (10.2%)	270 (11.3%)	296 (12.3%)	313 (13.0%)	339 (14.1%)
合 計	2,343	2,385	2,393	2,412	2,399

資料:阿賀野市社会福祉課

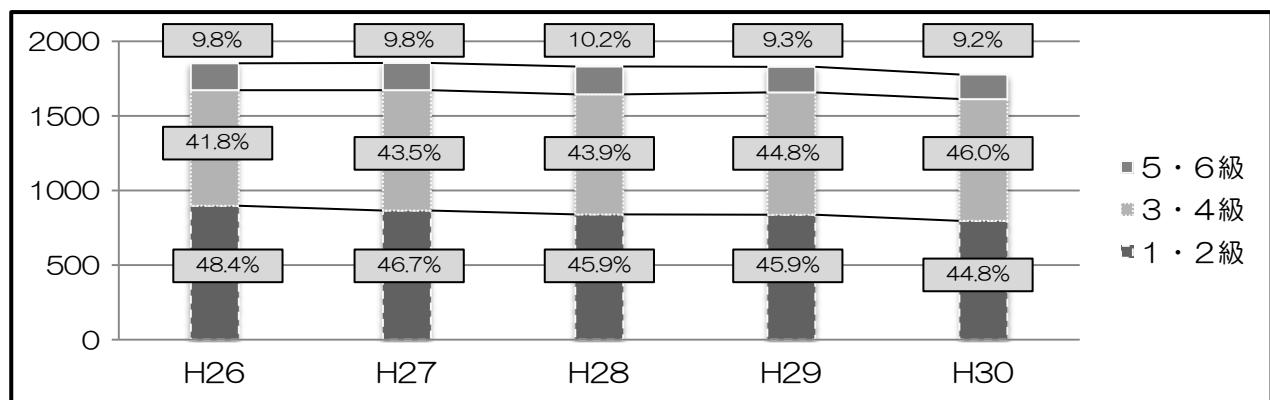


◆手帳別所持者数の推移

★身体障害者手帳等級別所持者数の推移

阿賀野市の身体障害者手帳所持者数は、平成21年から概ね1,800人程度で推移しており、市の総人口に占める割合は4.1%となっています。

(単位：人)



(単位：人)

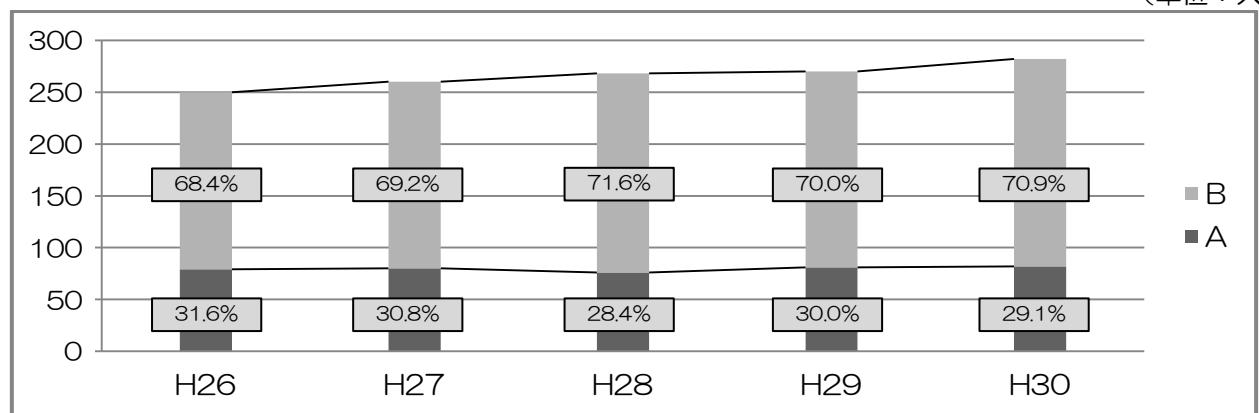
	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
1・2級	898 (48.4%)	866 (46.7%)	841 (45.9%)	839 (45.9%)	797 (44.8%)
3・4級	775 (41.8%)	808 (43.5%)	804 (43.9%)	819 (44.8%)	817 (46.0%)
5・6級	181 (9.8%)	181 (9.8%)	187 (10.2%)	171 (9.3%)	164 (9.2%)
合 計	1,854	1,855	1,832	1,829	1,778
所持者割合 (%)	79.1	77.8	76.5	75.8	74.1

※ 「所持者割合 (%)」：障がい者手帳所持者総数に占める割合

★療育手帳等級別所持者数の推移

療育手帳所持者数は、年々増加傾向にあります。障がいの程度から見ると、全体の70.9%をB判定が占めています。また、市の総人口に占める割合は0.7%となっています。

(単位：人)

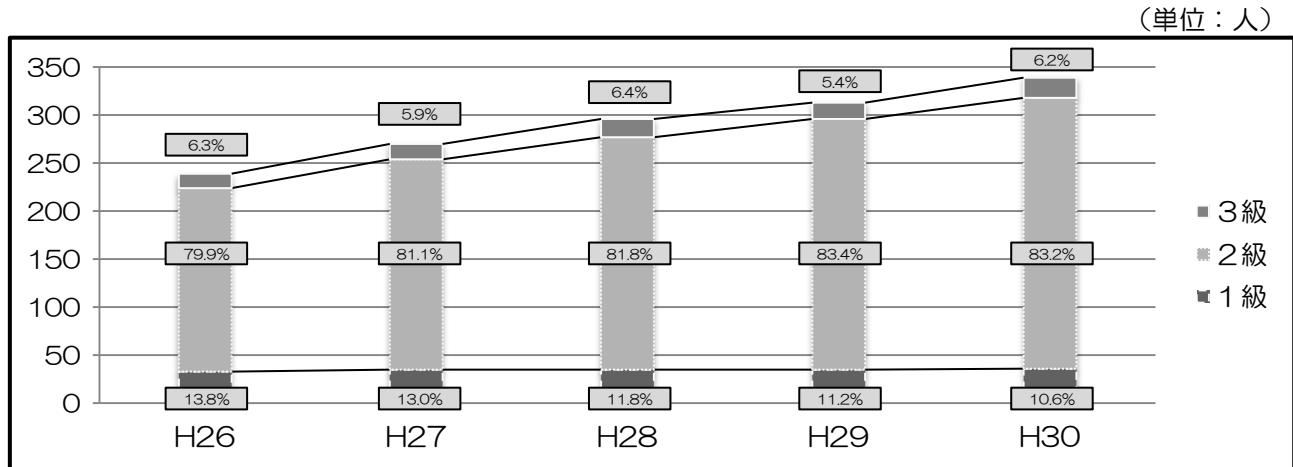


(単位：人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
A(最重度・重度)	79 (31.6%)	80 (30.8%)	76 (28.4%)	81 (30.0%)	82 (29.1%)
B (中度・軽度)	171 (68.4%)	180 (69.2%)	192 (71.6%)	189 (70.0%)	200 (70.9%)
合 計	250	260	268	270	282
所持者割合 (%)	10.7	10.9	11.2	11.2	11.8

★精神障害者保健福祉手帳等級別所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加傾向にあります。等級で見ると、全体の83.2%を2級が占めています。また、市の総人口に占める割合は0.8%となっています。



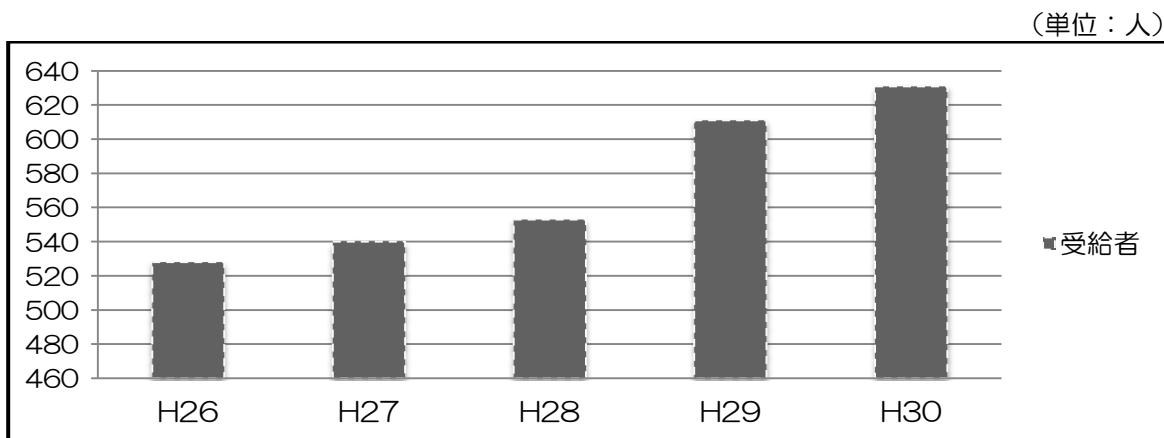
(単位：人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
1級	33 (13.8%)	35 (13.0%)	35 (11.8%)	35 (11.2%)	36 (10.6%)
2級	191 (79.9%)	219 (81.1%)	242 (81.8%)	261 (83.4%)	282 (83.2%)
3級	15 (6.3%)	16 (5.9%)	19 (6.4%)	17 (5.4%)	21 (6.2%)
合 計	239	270	296	313	339
所持者割合 (%)	10.2	11.3	12.4	13.0	14.1

(2) 自立支援医療（精神通院）受給者の状況

精神障がいによる自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を受け、精神科等に通院している状況は増加傾向を示しています。また、市の総人口に占める割合は1.5%となっています。

近年は、うつ病関連や発達障がいが増加しています。



(単位：人、毎年4月1日現在)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
受給者	528	540	553	611	631

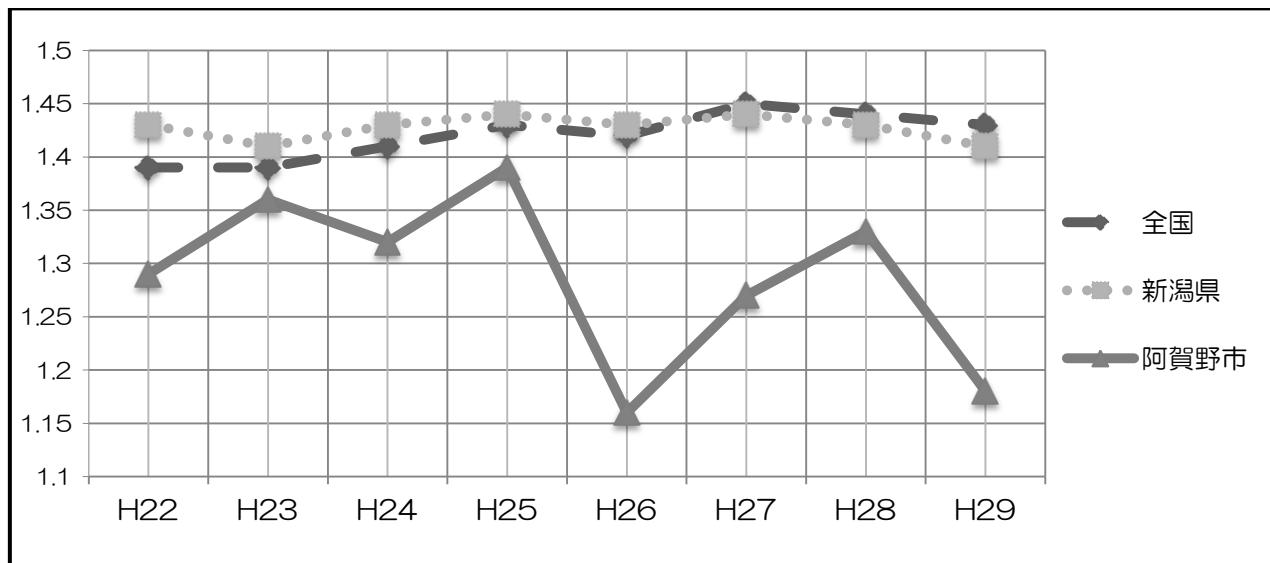
資料：阿賀野市社会福祉課

4 子どもの状況

◆合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率については、毎年、国や新潟県より低い数値となっています。特に、平成26年度以降は大きく下回る数値となっています。

(単位：%)

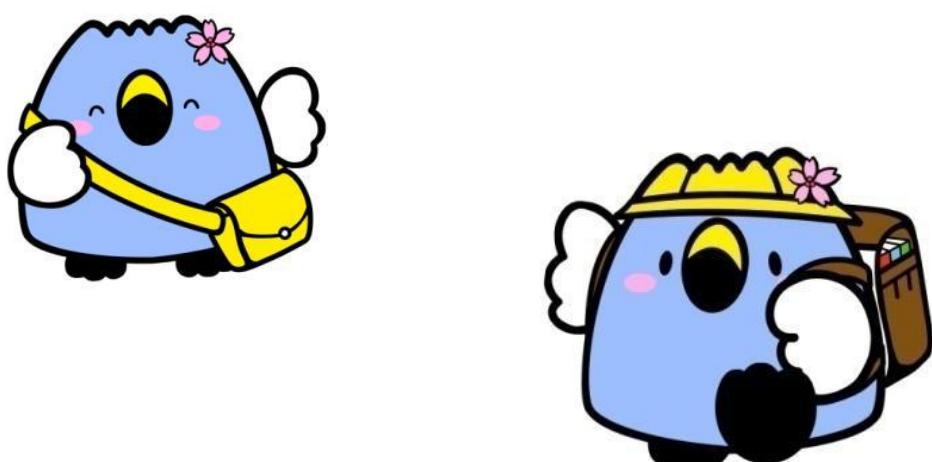


資料：県人口移動調査

(単位：%)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
全国	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43
新潟県	1.43	1.41	1.43	1.44	1.43	1.44	1.43	1.41
阿賀野市	1.29	1.36	1.32	1.39	1.16	1.27	1.33	1.18

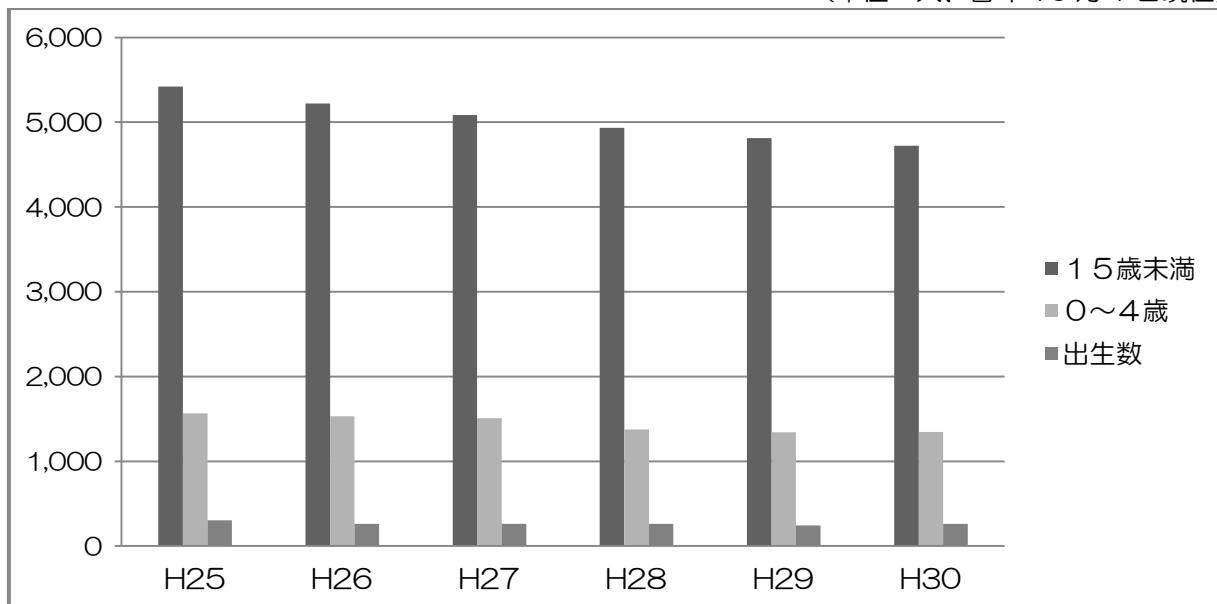
資料：県人口移動調査



◆児童数の推移

市の総人口に占める15歳未満の児童数の割合は、年々低下しており、平成30年度は、平成25年度と比べ1.0ポイント減少となっています。

(単位：人、各年10月1日現在)



(単位：人、各年10月1日現在)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
総人口	44,269	43,864	43,351	42,841	42,272	41,728
児童数 15歳未満	5,422	5,220	5,085	4,932	4,811	4,721
総人口に占 める割合	12.3%	11.9%	11.7%	11.5%	11.4%	11.3%
0歳～4歳	1,565	1,529	1,507	1,377	1,343	1,345
総人口に占 める割合	3.5%	3.5%	3.5%	3.2%	3.2%	3.2%
出生数	302	263	261	261	244	260
総人口に占め る割合	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%

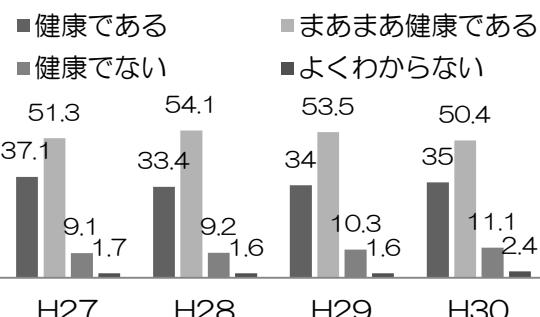
資料：県人口動態調査

5 市民の健康状況

平成27年から実施している阿賀野市まちづくりアンケート結果では、『身体の健康状態』について「健康またはまあまあ健康である」と回答された方は、平成27年と比べ平成30年は3ポイント低下しています。また、『心の健康状態』について「健康またはまあまあ健康である」と回答された方は、86%前後で横ばいの状態です。

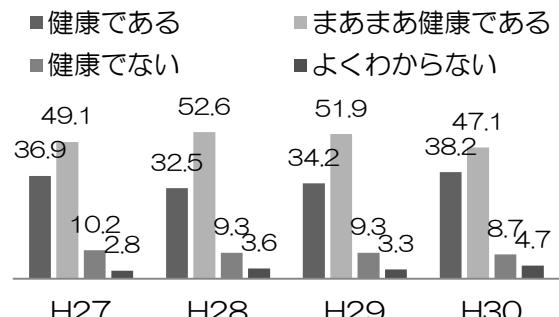
『生活習慣』については、『習慣的にたばこを吸っている』方の割合が、平成27年と比べ平成30年は5ポイント減少しています。

身体の健康状態



(単位：人)

心の健康状態



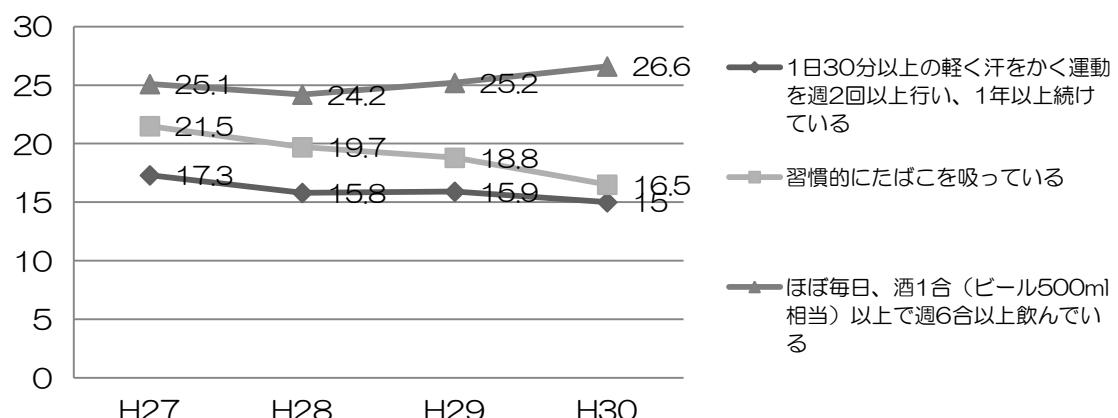
(単位：人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
健康	657 (37.1%)	560 (33.4%)	590 (34.0%)	427 (35.0%)
まあまあ健康	908 (51.3%)	906 (54.1%)	928 (53.5%)	615 (50.4%)
健康でない	161 (9.1%)	154 (9.2%)	178 (10.3%)	136 (11.1%)
よくわからない	30 (1.7%)	27 (1.6%)	27 (1.6%)	29 (2.4%)
無回答	15 (0.8%)	29 (1.7%)	12 (0.7%)	14 (1.1%)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
健康	653 (36.9%)	545 (32.5%)	593 (34.2%)	467 (38.2%)
まあまあ健康	870 (49.1%)	882 (52.6%)	901 (51.9%)	575 (47.1%)
健康でない	180 (10.2%)	156 (9.3%)	161 (9.3%)	106 (8.7%)
よくわからない	50 (2.8%)	61 (3.6%)	58 (3.3%)	57 (4.7%)
無回答	18 (1.0%)	32 (1.9%)	22 (1.3%)	16 (1.3%)

資料：市民（まちづくり）アンケート調査

生活習慣



(単位：人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上行い、1年以上続けている	307 (17.3%)	265 (15.8%)	276 (15.9%)	183 (15.0%)
習慣的にたばこを吸っている	381 (21.5%)	330 (19.7%)	327 (18.8%)	202 (16.5%)
ほぼ毎日、酒1合（ビール500ml相当）以上で週6合以上飲んでいる	445 (25.1%)	406 (24.2%)	437 (25.2%)	325 (26.6%)

資料：市民（まちづくり）アンケート調査

6 民生委員・児童委員

現在、阿賀野市には民生委員・児童委員が101人、うち主任児童委員が8人おり、自らも地域住民の一員として、担当の区域において高齢者や障がいのある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけや医療や介護、子育て、失業等による経済的な悩みや不安など、さまざまな相談にも応じています。

主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員で、担当地区を持たず、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動に取り組んでいます。

●民生委員・児童委員の主な活動

- *ひとり暮らしや寝たきりの高齢者への声かけ・安否確認などの見守りをしています。
- *個々に応じた福祉サービスが受けられるよう情報提供をしたり、関係行政機関へ連絡しています。
- *生活基盤の不安定な低所得者世帯の方などが、自立を支援するための各種資金の貸付相談を行っています。
- *支援を必要とする子どもや子育て家庭に対し、情報提供、その他の支援や助言を行っています。
- *地域の関係機関、団体及び社会福祉施設等の関係者との連携や協力をしています。
- *子どもの健やかな育成のための地域活動の推進や住民の地域活動への参加促進を図っています。
- *配食サービス事業を実施し、一人暮らしの高齢者世帯等にお弁当を配達し、安否確認や健康状態の把握など高齢者の孤独感の解消を図っています。

●主任児童委員の主な活動

- *いじめ、不登校、児童福祉に関する事項を専門に担当し、地域を担当する民生委員・児童委員と一緒に、児童福祉を推進する活動を行っています。
- *児童委員から連絡があった場合、児童委員に必要な援助、協力を行います。
- *児童委員と連絡を取りながら、問題を抱える児童及び家庭への援助を行います。

7 ボランティアの状況

阿賀野市社会福祉協議会が運営している「阿賀野市ボランティアセンター」では、延べ登録者数が1,100～1,200人で推移しています。

ボランティアグループの活動内容は、サロン活動推進事業をはじめ高齢者を対象としたものが多数ですが、障がい児、子育てを対象とした活動も含まれています。

■阿賀野市ボランティアセンターへの登録状況

(各年3月31日現在)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
グループ登録数(団体)	51	53	57	60	60	60	54
グループ所属人数(人)	772	776	1,042	1,067	1,148	1,179	1,111
個人登録数(人)	33	35	33	40	57	29	26
延べ登録者数(人)	805	811	1,107	1,107	1,205	1,208	1,137

資料：阿賀野市社会福祉協議会

- ※ ボランティアの活動状況は、毎週活動している団体が11団体、月2回活動している団体が5団体、月1回活動している団体が23団体あります。
- ※ 自治会単位でボランティア団体として活動している団体も6団体あり、小学生の下校時の見守り声かけ、町内の清掃・草取り等の活動を行っています。
- ※ その他にも高齢者との交流や、文化教養に関する活動、配食サービス、障がい者・子育てへの支援等、活動も多岐にわたっています。



第3章 計画の目指す方向性

1 基本理念

阿賀野市総合計画において、5つの政策の柱のひとつに「安全・安心な暮らしの実現」を据え、それを支える「市民協働」により地域福祉の推進に向けた取り組みを進めています。

しかし、現代社会においては、少子高齢化や人口減少に歯止めがかからず、また、核家族化や社会的孤立などの影響により、市民が暮らしていくうえで様々な課題が絡み合って「複雑化・複合化」しています。

このような「複雑化・複合化」した課題を解決するためには、行政のサービスの提供だけでは対応が難しく、住民自身が努力するとともに、課題解決のための方策を考え、自助・互助・共助・公助の役割分担に基づく地域の支え合いの仕組みづくりが求められています。

このような状況を踏まえ、基本理念については、当市における地域福祉の目指す姿である「市民一人ひとりの暮らしと生きがいを守り、支え合う地域をともにつくり、笑顔のあふれる阿賀野市の実現」とし、地域共生社会の実現に向けた体制整備をすすめています。

【基本理念】

市民一人ひとりの暮らしと生きがいを守り、支え合う地域をともにつくり、笑顔のあふれる阿賀野市の実現

2 基本目標

【基本目標1】

住民を中心に、全ての関係者参加型の助け合い、支え合う地域づくりをすすめています。

少子高齢化、人口減少、核家族化や社会的孤立がすすんでいます。子どもから高齢者まで住民が抱える悩みや問題は複雑化・複合化しており、問題の解決のためには、自助・互助・共助・公助による地域住民と全ての関係者が助け合い支え合う地域が必要となっています。

地域の行事、生涯学習、教育活動、スポーツ等による子どもから高齢者までの様々な世代の人達の交流や個々の住民に合った生きがい・居場所づくりを推進し、社会的孤立の防止に努めます。また、地域住民、ボランティア団体、事業者、行政等それぞれが地域で声をかけ合い、見守ることで住民の悩みや問題の早期発見につなげ、住民と地域福祉関係者の協働による助け合い、支え合う地域づくりを目指します。

【基本目標2】

助け合い支え合い活動の担い手となる人材、組織づくりをすすめていきます。

地域福祉を推進するためには、地域福祉の理解と啓発、地域活動を担う人材の育成、ボランティアの育成とその人たちが活躍できる地域・組織づくりが必要となっています。

自治会等における地域活動の担い手として活躍している人たちは高齢者が中心となっている地域が多くなっています。子どもを含めた全ての市民に「地域共生社会」の重要性の普及・啓発に努め、幅広い年齢層の人材育成とボランティア活動への理解と参加が促進されるよう取り組むとともに、現在、地域福祉活動の中心的役割を担っているリーダーや地域支え合い推進員と連携し将来のリーダーの育成に取り組みます。

また、地域・組織づくりについては、自治会等において地域課題の解決に向けた取り組みを自主的に行う地域が更に増えていくよう自治会等と連携し組織づくりの支援に努めます。また、ボランティアセンターや地域福祉活動に取り組む団体や企業等と連携・協働し、ボランティア活動の参加促進を目指します。

【基本目標3】

全ての市民が笑顔で暮らせる地域社会の基盤づくりをすすめていきます。

誰もが住み慣れた地域で、安心して毎日を笑顔で暮らすことを望んでいます。しかし、市民が抱える悩みや不安は一つではなく、一人が複数、ひと家族が複数の悩みや不安を抱えているため、様々な悩みに対応できる横断的な相談支援体制と安全・安心に生活が送れる地域・体制づくりが必要となっています。

市民は、健康・福祉・生活・就労等一人ひとりが違う不安や悩みを抱えています。その不安や悩みをいつでも相談できる身近な相談窓口の充実と、多様な相談に対応するため各種相談機関との連携・協働による支援体制、適切な福祉サービスの利用促進、各種情報提供の充実に向けた取り組みをすすめます。

また、地域による自主防災組織や防犯組織づくりの推進、地域住民・行政・事業者等の協働による地域ぐるみの防災・防犯体制づくりを進め、高齢者・障がい者を含めた全ての市民が住み慣れた地域で安全・安心に生活が送れる体制づくりに取り組みます。

3 施策の体系

理念	基本目標	基本方針
市民一人ひとりの暮らしと生きがいを守り、支え合う地域をともにづくり、笑顔あふれる阿賀野市の実現	<p>1 住民を中心に、全ての関係者参加型の助け合い、支え合う地域づくりをすすめています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)要援護者支援の推進 (2)世代間交流の推進 (3)地域住民・行政・組織のネットワークづくり (4)地域等による見守り体制の実現 (5)笑顔あふれる居場所づくりの推進
	<p>2 助け合い支え合い活動の担い手となる人材、組織づくりをすすめています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)地域福祉を担う人材等の育成 (2)ボランティア活動・NPO 法人・生活支援協議体等の活動の支援 (3)地域活動の組織づくり
	<p>3 全ての市民が笑顔で暮らせる地域社会の基盤づくりをすすめています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)包括的な支援体制の整備 (2)各種情報提供の充実 (3)相談支援体制の充実 (4)権利擁護の推進 (5)各種福祉サービスの充実 (6)地域の防災・防犯体制の充実

4 市民アンケートから見えてきた阿賀野市の現状と課題

以下の市民アンケートの結果は、一部抜粋したものを記載しております。
詳細は、本計画の資料編「市民アンケート結果」に掲載しております。

☆ あなたにとって「地域」と感じるのはどれくらいの範囲ですか。

■アンケート結果

「自治会・町内会」という回答が37.7%と最も高く、前回と比べ4.2ポイント高くなっています。次に「旧町村（地区）」が23.2%と高くなっています。

■課題

「自治会・町内会」の割合は、全体的・性別・年齢別・旧町村別全てにおいて最も高く、前回調査より高くなっています。このことから、「自治会・町内会」のつながりに重点を置き、自治会・町内会の活動がより活発になるようにしていく必要があると思われます。

☆ あなたは、普段どのような近所づきあいをしていますか。

■アンケート結果

「家を行き来するほどではないが、会えば親しく話をする人がいる」という回答が48.3%と最も高く、前回より7.9ポイント高くなっていますが、「お互いに家を行き来するような仲の良い人がいる」は、前回より6.0ポイント低くなっています。

年齢別では、20歳代から40歳代で「あいさつ程度の人がほとんど」が最も高く、年齢が若いほど割合が高くなっています。また、50歳代から70歳以上は「家を行き来するほどではないが、会えば親しく話をする人がいる」が最も高くなっています。

■課題

年代が若いほど「あいさつ程度の人がほとんど」「近所づきあいはほとんどしていない」人の割合が高くなっていますが、若い世代の地域との関わりの希薄さが見られるため、若い世代が積極的に地域の活動や行事に参加するような取り組みと促しをし、地域住民との関係づくりが出来るような仕掛けが必要と思われます。

☆ 地域で暮らす住民どうしの自主的な支え合い、助け合いについて、どのように思いますか。

■アンケート結果

「必要だと思う」「少しは必要だと思う」が93.5%となっています。今回、新たに選択肢を設けたため、比較は難しいと考えます。

■課題

「住民どうしの自主的な支え合い、助け合いは必要」という意識の高さがうかがえます。

この意識をさらに高めるための取り組みや啓発が必要と思われます。

- ☆ 地域活動や行事がさらに活発に行われるようにしていくためには、どのようなことが大切だと思いますか。

■アンケート結果

「住民どうしが困ったときに、今以上に助けあえる関係をつくる」が54.1%と最も高く、次いで「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」の順となっており、前回とほぼ同じ割合となっています。

■課題

20歳代の若い世代の行事離れがみられること、また、保育園・認定こども園・幼稚園・小学校の保護者世代で、子どもと地域住民の交流が大切と考える保護者が多いことから、子どもと地域住民の交流の機会を増やす活動や子どもの頃からの行事等への参加をすすめていく必要があると思われます。

また、今後の地域福祉の推進に重要な役割を担う、生活支援協議体の活動の理解と参加を全地区に広げていくことが必要と思われます。

- ☆ 日頃の生活でどのように悩みや不安を感じていますか。

■アンケート結果

「自分や家族の老後のこと」「自分や家族の健康のこと」が50%を超える高い割合となっており、前回と比べ更に割合が高くなっています。

■課題

全体的には「自分や家族の健康や老後」、年代別では「経済的な問題」「子育てに関すること」など、地域住民は様々な不安や悩みを感じていることから、多岐にわたる相談に対応が可能な体制の構築が必要と思われます。

- ☆ ふだん悩みや不安などがあるときに、家族や親戚以外のどんな人（場所）に相談をしていますか。

■アンケート結果

「友人・知人」が67.9%と最も高く、次いで「職場の人」「近所の人」の順となっており、前回と比べても、順番や割合に大きな変化は見られません。

■課題

「友人・知人」「職場の人」「近所の人」の次に「どこに相談したらよいかわからない」の割合が高いことから、地域住民に対し、相談窓口の周知を図る必要があると思われます。

- ☆ あなたは、近所の援護が必要な人に対する支援をどう考えますか。

■アンケート結果

「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が39.7%と最も高く、次いで「支援をしたいが、自分のことで精一杯なので、余裕がない」の順となっており、前回と比べても、順番や割合に大きな変化は見られません。

年齢別では、20歳代で「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」が最も高く、30歳代40歳代では「支援をしたいが、自分のことで精一杯なの

で、余裕がない」が最も高く、50歳代以上では「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が最も高くなっています。

■課題

若い年代ほど「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」の割合が高く、20歳代では「余計なお世話になってしまって、支援はしない」と「興味がない」を合わせた割合が31.1%と、他の年代と比べても非常に高い割合となっていることから、若い世代に対し、地域の助け合い活動の大切さを広めていく必要があると思われます。

☆ あなた自身が日常生活が不自由になった場合、地域で何をして欲しいですか。

■アンケート結果

「災害時の手助け」が51.2%と最も高く、次いで「雪おろしや玄関前の除雪」、「通院などの外出の手伝い」、「安否確認の声かけ」の順となっています。

前回との比較では、「通院などの外出の手伝い」が6.3ポイント高くなっています。

■課題

「通院などの外出の手伝い」の割合が高くなっていることから、性別・年齢別・旧町村別でも30%~40%の割合となっていることから、移動に関する支援について検討する必要があると思われます。

☆ あなたの近所に援護が必要な人がいた場合、どんな支援ができますか。

■アンケート結果

「安否確認の声かけ」が59.8%と最も高く、次いで「災害時の手助け」、「ちょっとした買い物やゴミ出し」、「雪おろしや玄関前の除雪」の順となっており、前回とほぼ同様の割合となっています。

■課題

「安否確認の声かけ」や「災害時の手助け」の支援ができると回答された方が50%を超えていることから、実際に「安否確認の声かけ」の支援が地域で日常的に行われるようになるための取り組みが必要と思われます。

☆ 健康や福祉に関する情報を得るうえで、役に立っていると感じるものは何ですか。

■アンケート結果

「阿賀野市の広報紙など」が70.6%で最も高く、次いで「テレビ・ラジオ」、「新聞・雑誌・かわら版」、「近所、友人からの情報」の順となっています。また、今回の調査から新たに設けた「回覧板」は25.6%、「インターネット・スマートフォン・SNS」が18.3%となっています。

前回調査との比較では、「新聞・雑誌・かわら版」が4.5ポイントと若干低くなっています。このことから、活字離れが進んでいることがうかがえます。

性別、年齢別、旧町村別では、20歳代を除いた全てで「阿賀野市の広報紙な

ど」が最も高く、20歳代で「インターネット・スマートフォン・SNS」が高くなっています。年齢が若くなるにしたがい「インターネット・スマートフォン・SNS」「市のホームページ」の割合が高くなっています。

■課題

全体的に「阿賀野市の広報紙など」の割合が高いことから、情報提供の方法として広報紙等を活用していく必要がありますが、若い世代は、インターネット等を活用していることから、情報の伝達の手段も今の時代に合った手段を取り入れていく必要があると思われます。

☆ あなたは、ボランティア活動に参加していますか。

■アンケート結果

「機会があれば参加したい」が44.3%と最も高く「現在は参加していないが、是非参加したい」と合わせると、参加に前向きな方が50%の割合となっていますが、前回と比べると、参加に前向きな方の割合は低くなっています。

■課題

「機会があれば参加したい」の割合が高いことから、ボランティア活動への参加を促進していくため、地域住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりとボランティア活動の周知・啓発をすすめる必要があると思われます。

☆ 今後、参加したいと思うボランティア活動などがありますか。

■アンケート結果

「特にない」が31.0%と最も高く、次いで「自然や環境保全に関する活動」、「防犯・防災など地域の安全を守る活動」、「ひとり暮らし高齢者等に対する支援」、「まちづくりに関する活動」の順となっており、前回との比較では、若干の増減はあるものの大きな違いはありません。

性別では、男性で「防犯・防災など地域の安全を守る活動」「自然や環境保全に関する活動」、女性で「子育て支援」「食に関することや健康づくりの支援」の割合がそれぞれ高くなっています。

年齢別では、20歳代30歳代で「子育て支援」の割合が、40歳代50歳以上で「自然や環境保全に関する活動」の割合が、60歳代70歳以上で「ひとり暮らし高齢者等に対する支援」の割合がそれぞれ高くなっています。

■課題

性別、年代によって、参加したいと思う（興味がある）ボランティア活動に違いがあることから、ボランティア活動への参加を促進するために、活動内容の幅を広げていくことが必要と思われます。

☆ 社会福祉協議会の活動について知っていますか。

■アンケート結果

「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」が65.8%、次いで「名前も活動内容もよく知っている」、「名前も活動内容も知らない」の順とな

っています。前回との比較では、「名前も活動内容もよく知っている」が低くなり、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」「名前も活動内容も知らない」がそれぞれ高くなっています。

■課題

「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」「名前も活動内容も知らない」といった、活動内容を知らない割合が80%弱、30歳代では94.0%と最も高い割合となっています。このことから、地域福祉の重要な担い手である社会福祉協議会の名前や活動について周知してくための取り組みが必要と思われます。

- ☆ 高齢者や障がいのある人、子ども、子育てをしている人などが必要な福祉サービスを受けることができるようにするために、どのようなことが必要だと思いますか。

■アンケート結果

「気軽に何でも相談できる体制づくり」が69.9%と最も高く、次いで「いろいろな相談先の情報の提供」、「利用者がサービスを選ぶ際の相談・支援」の順となっており、今回新たに設けた「福祉サービスの量の確保」も高い割合となっています。前回との比較では、「障害福祉サービス事業者の質の向上」が高くなっていますが、それ以外については、概ね前回より低くなっています。

■課題

「気軽に何でも相談できる体制づくり」「いろいろな相談先の情報の提供」「利用者がサービスを選ぶ際の相談・支援」といった相談に関する項目が高い割合になっていることから、『相談』について、体制整備や場所の周知等の充実を図っていく必要があると思われます。

- ☆ 福祉をはじめとして、地域の中のさまざまな課題を解決し、よりよい地域をつくっていくためには、地域住民と行政が協力・連携していくことが大切です。

あなたは、こうした協力・連携のあり方としてどのような形が望ましいと思いますか。

■アンケート結果

「地域に関することは計画・仕組みづくりから事業の実施・運営にいたるまで、住民と行政が対等な立場で参加し協力しながら行う」が47.2%と最も高く、次いで「地域に関することは住民が中心となって取り組むが、そのための計画や仕組みづくりは行政が率先して行う」、「地域に関することは住民が中心となって取り組み、行政は情報提供など側面的に支援する」の順となっており、前回と比べ大きな変化はありません

■課題

『住民と行政がお互いに協力または役割分担をする』という内容の回答が、80%を超える高い割合となっています。このことから、地域住民は“自分達も関わらなければいけない”という想いが強いと考えられ、その中でも「住民と行政が対等な立場で参加し協力しながら行う」が50%近い割合であることを踏まえ、

住民と関係機関・事業者・行政が連携する体制を構築していくことが重要であると思われます。

☆ 身近な地域で住民が助け合い支え合うために、どのようなことが大切だと思いますか。

■アンケート結果

「どんな問題でも相談できるところがあること」が52.8%と最も高く、次いで「隣近所の交流と、助け合いが活発であること」の順となっています。また、

「自治会を中心に地域福祉活動が活発であること」「福祉活動を率先して行う熱心なリーダーがいること」も20%を超える割合となっています。

■課題

相談できる場所・人の割合が高くなっています。このことから、市民の誰もが地域で気軽に相談できる地域密着型の相談体制を構築する必要があると思われます。また、自治会の福祉活動を活発にすることや熱心なリーダーがいることなども20%程度の割合となっていることから、人材の育成も必要と思われます。

☆ 地域で暮らす人々が安心して暮らせるように、あなた自身ができることは何ですか。

■アンケート結果

「見守り、声かけ運動」が52.3%と最も高く、次いで「災害など緊急時の救助活動」、「地域で行う行事の準備や参加」、「話し相手や相談相手」、「福祉への関心を持つ」の順となっています。

■課題

全体で50%以上の方が「見守り、声かけ運動」と回答しているものの、20歳代で「話し相手や相談相手」「見守り、声かけ運動」の割合が低くなっています。コミュニケーションを避ける傾向がうかがえます。

地域で支え合うためには、コミュニケーションは重要と考えられ、また、自由意見の中に「あいさつ」が重要との意見もあることから、幼少期から「あいさつ」をする習慣づくりが必要と思われます。

☆ 地域で、高齢者・障がい者・子どもたちが、これからも住み続けるために必要なと思われるることは何ですか。

■アンケート結果

「公共交通機関の充実」が65.9%と最も高く、次いで「医療機関の充実」、「産業（働く場所）の確保、推進」の順となっています。

■課題

「公共交通機関の充実」の割合や自由意見から、公共交通機関の充実は最も必要なものと思われます。地域住民の移動手段の確保について検討する必要があると思われます。

☆ 地域の住民が助け合い・見守り活動をおこなうことで効果があると思われるものは何ですか。

■アンケート結果

「高齢者世帯の生活支援」が64.8%と最も高く、次いで「ひとり暮らしの人の生活支援」、「児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待の減少」、「子どもに対する犯罪の抑制」の順となっています。

■課題

複数の項目で30%以上の割合となっており、助け合い・見守り活動を行うことで、多くの問題解決につながると思われます。特に、増加傾向にある児童虐待については、地域社会との希薄化が要因とも言われています。

今後は、助け合い・見守り活動による効果について周知をするとともに、さらに助け合い・見守り活動が活発になる仕組みづくりをすすめる必要があると思われます。

☆ あなたは、地域の生活で困ったときに相談できる窓口として知っている場所はどこですか。

■アンケート結果

「市役所」が59.3%と最も高く、次いで「地域包括支援センター」、「阿賀野市社会福祉協議会」の順となっています。

性別では、女性で「子育て支援センターにこにこ」「子育て世代包括支援センター」といった子育てに関する窓口や「地域包括支援センター」の割合が高くなっています。

年齢別では、年齢が高くなるほど「地域包括支援センター」「阿賀野市社会福祉協議会」の割合が高くなる一方で、年齢が若くなるほど「インターネット・スマートフォン・SNS」「どこも知らない」の割合が高くなる傾向がみられます。

■課題

性別や年齢により、相談できる窓口として知っている場所に違いがありますが、「どこも知らない」の割合が、全体で13.1%、年齢別では20歳代から40歳代で20%を超える割合となっています。また、自由記述では「相談できる場所をはっきり表示してほしい」や「相談窓口がどこにあるかわからない」などの意見もあることから、相談窓口の周知をすすめていく必要があると思われます。

5 地域福祉計画・地域福祉活動計画の現状と課題（振り返り）

第1期となる地域福祉計画・地域福祉活動計画は、平成27年度から令和元年度までの5カ年とし、「みんなで助け合い、支え合う地域づくり」「地域福祉活動を支える担い手づくり」「暮らしを支える基盤づくり」の3つを基本目標に掲げ、施策を展開してきました。

（1）基本目標1：みんなで助け合い、支え合う地域づくり

① 要援護者への対応の促進

施 策	施策の内容と評価の内容	
住民、行政、社会福祉協議会の連携	施策の内 容	○行政、社会福祉協議会が実施している事業やそれぞれが持つ役割や機能を發揮し、要援護者への支援を図ります。
		○行政、社会福祉協議会が連携し、住民の地域活動への参加と、住民どうしの助け合いの促進を図ります。
	現 状	○要援護者に対する虐待通報、対応件数が増加傾向で、特に子どもに対する虐待が増加しています。 ○子ども、高齢者、障がい者に対する支援は、市の各専門機関で支援を行っています。 ○誰もが集まる居場所の充実と協力してくれるボランティア（担い手）の確保、今後必要な生活支援サービスの仕組みづくりを行っています。 ○生活困窮者に対する支援は、社会福祉協議会に委託実施している「暮らしサポートセンター」が中心となり市と連携し支援を行っています。 ○市民活動団体や地域組織等が自主的・継続的に行う公益的な事業（地域コミュニティの活性化を図る事業や地域の安全・安心を推進するための事業など）に対し補助金を交付する「あがの市民活動補助金」事業を実施しています。市民活動に対する市民の関心が高まってきており、年々、申請団体が増えています。（実績 H27:5件、H28:6件、H29:8件、H30:9件）
【課 題】	○要援護者への早期支援には、地域の力が重要となるため、今後、更に地域の支え合いを進めていく必要があります。 ○あがの市民活動補助金の申請団体は増加しているが、今後、更に制度を周知していく必要があります。	

■ 社会福祉協議会の活動（地域福祉活動計画）

施 策	施策の内容と評価の内容
施策の内容	○高齢者の閉じこもり防止、健康相談、情報交換の場としてサロン事業の支援。 ○配食サービスをとおしての安否確認や孤独感解消の強化。 ○ふれあい昼食会等の高齢者交流事業の開催。
【現 状】	○地域住民の交流の場である高齢者サロン、子育てサロンに対して助成金を交付しています。 (H27:25件、H28:25件、H29:22件、H30:21件、R1:24件) ○サロンボランティアを対象とした研修会を実施しています。

	<p>○ボランティアの担い手不足により、サロンの継続が難しくなってきているところがあります。</p> <p>○市内に居住する75歳以上の人々暮らしの高齢者、概ね80歳以上の高齢者世帯等を対象に配食サービス事業を実施しています。 (年間配食数 H27:3,863 食、H28:3,439 食、H29:4,244 食、H30:4,611 食)</p> <p>○配食サービス事業については、調理ボランティア、配達ボランティアの担い手が不足しており活動の継続が難しくなっています。</p> <p>○民生委員・児童委員の協力のもと独居世帯・高齢者世帯の高齢者を対象に相互の交流と親睦を図ることを目的とした昼食会を実施しています。参加者は年々増加しています。 (H27:52名、H28:62名、H29:81名、H30:72名、R1:91名)</p>
【課題】	<p>○活動の担い手を研修会などを通じて発掘、養成をしていく必要があります。</p> <p>○障がい者(児)、子育てサロンの充実を図る必要があります。</p> <p>○配食サービス利用者の見守り(安否確認)に加え、健康状態の把握に努める事業展開が必要です。</p> <p>○配食サービスボランティア(調理・配達)の充実が急務です。広報紙で募集をかけるだけではなく、別な視点からボランティアを募る必要があります。</p>

② 世代間交流の推進

施 策		施策の内容と評価の内容
世代間交流の推進	施策の内 容	○地域の高齢者等の知恵や体験、伝統・文化を、若い世代に伝える世代間交流が促進出来るよう支援します。
	現 状	<p>○阿賀野市文化祭を各地区で開催し、世代間の交流を図っています。</p> <p>○子育て支援センターにこにこで、ボランティア団体と母子の世代間交流が図られています。</p> <p>○民謡や方言を伝承するボランティア、子育て支援のボランティアなどが世代間交流を行っています。</p> <p>○拠点の居場所として、H30年11月から安田地区に「ふれあい広場やすだ」が開所し、子供から高齢者、だれもが気軽に参加できる居場所となり世代間の交流が図られています。</p> <p>H30年度述べ利用人数 746人(うち子供40人)</p>
【課題】	<p>○地域の芸能・文化の情報を収集し、若い世代へ情報発信していく必要があります。</p> <p>○拠点の居場所を高齢者のみでなく、誰でも気軽に参加できる居場所として広くPRしていく必要があります。</p>	

■社会福祉協議会の活動（地域福祉活動計画）

施 策	施策の内容と評価の内容
施策の内容	○障がいのある人たちと多くの人が交流を深める機会づくりと障がい者(児)の社会参加のきっかけづくりを行います。
【現 状】	○毎年、市内障がい者施設の利用者、障がい者団体を対象にふれあい交流会を実施し、スポーツ・ものづくりを通じ参加者どうしの交流を図って

	おりますが参加者は減少傾向にあります。
【課題】	<ul style="list-style-type: none"> ○参加者が減少傾向のため、誰もが参加できる事業内容を考える必要があります。 ○障がいへの理解や社会参加を目的に加え、地域との交流を組み込む必要があります。

③ 地区・団体活動の促進

施 策		施策の内容と評価の内容
教育・文化・学術団体等の事業の推進	施策の内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の教育・文化・学術団体等が中心となり、地域のネットワークづくりをすすめます。
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○各地区で文化祭や敬老会を開催し、各団体等の交流とネットワークづくりを図っています。
各種団体の活動支援	施策の内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○老人クラブ、障がい者団体、母子団体等の各種団体の自主的な活動が継続できるよう支援します。
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○各種団体の活動が活発になるよう補助金により支援を行っています。 ○生活支援協議体の準備委員会をH27 年度から立ち上げ、H28 年 8 月に4 地区に生活支援協議体（地域支え合い推進会議）が発足。同時に生活支援コーディネーターを配置。 H29 年度は、高齢者の困りごとを把握するためニーズ調査を実施。また、自治会単位での座談会を開催しながら実態把握を行ってきました。 H30 年度から各地区に拠点の居場所設置のため、担い手の養成、居場所立ち上げの検討会を実施。11 月から安田地区に「ふれあい広場やすだ」が開所しました。 R1 年 10 月から笹神地区、水原地区、11 月から京ヶ瀬が開所
【課題】		<ul style="list-style-type: none"> ○外郭団体（老人クラブ、遺族会、身体障害者福祉協議会、手をつなぐ育成会）の会員数が減少しています。 ○各種団体の会員数の減少により、今まで行ってきた事業が実施できなくなり、団体自体が縮小、解散せざるを得ない状況となっています。 ○生活支援協議体では、拠点の居場所から生活支援サービスへの拡大、有償サービス、移送サービスを創出する必要があります。

■ 社会福祉協議会の活動（地域福祉活動計画）

施 策	施策の内容と評価の内容
施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○外郭団体の事務事業運営に対し、支援を行います。自主運営ができるよう、指導・相談等の対応を行います。
【現 状】	<ul style="list-style-type: none"> ○会員の高齢化や会員数の減少により、団体の運営が難しくなってきています。
【課 題】	<ul style="list-style-type: none"> ○自主運営ができるように事務の簡素化などを行い、容易に事業が展開できるよう工夫する必要があります。

(2) 基本目標2：地域福祉活動を支える担い手づくり

① 地域福祉を担う人材等の育成

施 策		施策の内容と評価の内容																								
社会福祉協議会が行う福祉教育の支援	施策の内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○住民を対象にした子育てボランティアやボランティア養成講座を支援します。 ○ボランティアサポーターの活動を支援します。 ○福祉体験教室への職員の派遣や機材の貸し出しの他、様々な研修プログラムを提案しています。 																								
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○サロン活動推進事業の実施及び研修会を開催しています。 ○市内小・中学校で福祉学習や車いす体験、高齢者疑似体験、手話講座などを実施しています。 																								
小・中学校等が行う福祉教育の支援	施策の内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○各種施設の交流等を通して、高齢者や障がい者の理解の促進が図られるよう支援します。 ○福祉体験教室の開催を支援します。 																								
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○特別養護老人ホームや障がい者施設で小・中・高校生のボランティア体験を実施しています。 																								
教育・スポーツ・文化等の事業による福祉教育の支援	施策の内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○世代間交流の学習を通して、地域の伝統や伝承の場づくりを支援します。 ○軽スポーツ大会等の開催により健康増進の普及を支援します。 																								
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアセンターに登録していない地域住民や中学生から、敬老会開催時にボランティア活動を行ってもらいボランティア活動が体験できる機会を設けています。 ○水中運動教室は、24教室で運営しており、参加者の心身機能調査結果は、同年代の平均値や前年度値と比較しても良好に保たれています。 																								
自治会、地域団体等が行う福祉教育の支援	施策の内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会等が、福祉活動・教育活動を推進できるよう支援します。 ○地域での介護予防を支援します。 																								
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○地域介護予防活動支援事業を実施しています。 <table border="1" data-bbox="651 1448 1421 1706"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元気づくりサポーター継続研修開催数（回）</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>元気づくりサポーター数</td> <td>82</td> <td>87</td> <td>82</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>地区組織活動の支援回数</td> <td>34</td> <td>40</td> <td>26</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>サロン設置数</td> <td>67</td> <td>65</td> <td>61</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table> ○拠点の居場所ボランティアの育成をしています。 H29年度： ①居場所づくり研修会1回 参加者 50人 ②移送サービス研修会1回 参加者 19人 ③視察研修1回 参加者 13人 H30年度： ボランティア交流会各地区1回 58人 ボランティアの集い水原地区1回 37人 笹神地区1回 40人 		H27	H28	H29	H30	元気づくりサポーター継続研修開催数（回）	5	2	2	2	元気づくりサポーター数	82	87	82	46	地区組織活動の支援回数	34	40	26	46	サロン設置数	67	65	61
	H27	H28	H29	H30																						
元気づくりサポーター継続研修開催数（回）	5	2	2	2																						
元気づくりサポーター数	82	87	82	46																						
地区組織活動の支援回数	34	40	26	46																						
サロン設置数	67	65	61	62																						
【課 題】		<ul style="list-style-type: none"> ○福祉用具の説明や取り扱いができる職員を育成する必要があります。 ○拠点の居場所ボランティアの育成のため、新たな担い手の発掘、世代交 																								

	代を図る必要があります。
	○地域介護予防活動支援事業では、サロン等で中心的な役割を担ってきた方や参加者の高齢化に伴い、集まりや活動の場が衰退してきていることから、世代交代を図りながら継続して存続できるよう支援する必要があります。

② ボランティア活動やNPO活動の促進

施 策		施策の内容と評価の内容
ボランティア活動への参加の促進	施策の内 容	○現在のボランティア登録者は少ないものの、潜在的にはボランティア活動希望者は少なくないため、積極的に情報を提供し、登録・参加の機会を提供します。
	現 状	○年4回、各支所などで行う出張ポイント交換会に合わせボランティア登録を実施しています。 ○自治会からの要望でボランティア説明会を実施しています。 ○地域の人を対象とした研修会や事業、ホームページ、全戸配布の広報紙（ボランティア通信）等を活用し情報提供を行っています。 ○観光イベントでは、有償ボランティアに依頼して会場準備等を行っています。 ○市民が地域の貢献活動等を通じて、人ととの触れ合いや絆を感じ、心身ともに健康となる機会を提供するとともに、ボランティア活動に参加する市民を増やすため、「いきいきボランティア応援事業」（ボランティア登録をした人が、市の指定するボランティア活動に参加すると、手帳にスタンプが押され、手続きにより、あがのポイントが付与される事業）を実施しています。活動への理解が広がってきており、年々、手帳交付者数及び活動回数が増えています。〔実績（手帳交付者数・活動回数）H27：414人・2,663回 H28：662人・5,038回 H29：757人・5,567回 H30：916人・6,403回〕
一般企業等のボランティア活動の促進	施策の内 容	○一般企業で取り組みができるよう啓発を促進します。
	現 状	○一般企業に就労している有志で構成するボランティア団体が中心となり、ごみ拾いボランティア活動への参加の呼びかけが行われています。
ボランティア団体の連携	施策の内 容	○社会福祉協議会のボランティアセンターで、ボランティアに関する相談・情報提供をしながら、ボランティア活動の推進を図ります。
	現 状	○ホームページや広報紙（全戸配布）を活用し、ボランティアの情報提供に努めています。 ○窓口や電話でボランティアに関する相談業務を行っています。 ○ボランティアをしたい人（団体）、お願いしたい人（団体）のマッチングを行っています。
NPO法人の	施策の	○育成セミナー等の開催により、NPO法人の設立を支援しま

育成支援	内 容	す。
	現 状	○窓口へのセミナーチラシの設置やホームページへの掲載のほか、随時、設立についての相談の対応を行っています。
【課 題】		○ボランティアに関する情報提供を行っているが、活動の促進に至っていないため、今後も情報提供をすすめていく必要があります。 ○いきいきボランティア事業の手帳交付者数や活動回数は増えているが、制度を知らない市民や団体も多いと思われることから複数回の広報掲載等、周知の徹底を図る必要があります。

■ 社会福祉協議会の活動（地域福祉活動計画）

施 策	施策の内容と評価の内容
施策の内容	○ボランティア団体の交流の機会を設け、連携を強化していくとともに、ボランティア人口の増加、能力向上を目指す場を提供していきます。
【現 状】	○ボランティアフェスタを開催し、ボランティアどうしやボランティアに関心のある者の交流を図りました。 ○音声訳、福祉有償運送、サロン、調理ボランティア研修会を実施しています。 ○ボランティア登録説明会を開催しています。 ○“暮らしサポートセンターあがの”利用者に社会参加の一つとしてボランティア参加をすすめています。 ○ボランティアセンターの認知度が低く、寄せられるニーズに対応できるボランティアが不足しています。
【課 題】	○ボランティア活動を推進するため、定期的にボランティアに関する情報交換会を実施し、情報を共有できる場を提供します。 ○ボランティアセンターの役割やその必要性などを自治会や施設などに周知を図る必要があります。 ○様々なニーズに対応できるボランティアの発掘、育成を行う必要があります。

③ 地域のネットワークづくり

施 策	施策の内容と評価の内容	
地域リーダーの育成の推進	施策の内 容	○社会福祉協議会等が中心となり、各団体・自治会等と協力し、地域福祉活動を推進するリーダーの育成が図られるよう努めます。
	現 状	○各種研修会や講演会などの参加を促しています。 ○自治会長や地域リーダーとの関係を高めることで、自治会やサロンの研修会を開催することが出来ています。 ○民生委員・児童委員定例会で様々な制度の紹介や研修会を開催し自己啓発に努めています。
【課 題】	○次世代の後継者の育成と人材を発掘する必要があります。 ○先駆的にリーダーの育成を行っている団体・自治会に出向き、どのようにしてリーダーを育成しているか調査を行う必要があります。	

■ 社会福祉協議会の活動（地域福祉活動計画）

施 策	施策の内容と評価の内容
施策の内容	○地域住民、ボランティア、NPO 法人、福祉サービス事業者によるワーキング部会を主宰し、地域リーダーの育成を行います。そこでニーズの掘り起こし等を行いながら連携を図ります。
【現 状】	○障がい分野では、福祉サービス事業者との意見交換などの交流会を実施しています。
【課 題】	○地域で暮らす人たちが抱える課題解決に向けて、様々な分野に携わる人どうしで意見交換をする場を作る必要があります。

（3）基本目標3：暮らしを支える基盤づくり

① 権利擁護の推進

施 策		施策の内容と評価の内容
日常生活自立支援事業の普及・推進	施策の内 容	○認知症高齢者、知的・精神障がい等のうち、判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会の生活支援員が、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の援助を行うとともに情報提供に努め利用の促進を図ります。
	現 状	○新潟県社会福祉協議会より委託を受けて実施しています。 【取扱い件数：認知症 4 件、知的 2 件、精神 1 件】
成年後見制度の普及・推進	施策の内 容	○判断能力が不十分な人の財産管理等について、成年後見人等が支援します。 ○成年後見制度の普及、利用の促進を図ります。
	現 状	○成年後見制度の普及、利用促進の活動を行っています。 (H27 : 実態調査、H28 : 市民フォーラム H29・30 : 専門研修会) ○H31 年度に、成年後見制度利用支援事業実施要綱を改正し事業対象者の拡大を図りました。
民生委員・児童委員による相談支援	施策の内 容	○民生委員・児童委員が、地域住民の生活実態を把握し、要援護者の相談役として各種情報の提供や支援に努めます。
	現 状	○民生委員・児童委員定例会において、医療・保健・福祉に関する制度の情報を把握する機会を設けています。また、地域の要支援者へ訪問支援の実績報告を義務づけています。
【課 題】		○成年後見制度事業の周知を図るとともに専門職のスキルアップを図る必要があります。 ○第三者後見人が不足している課題に対して、法人後見を推進していく必要があります。 ○民生委員・児童委員のなり手が不足しているため、民生委員・児童委員を支援する仕組みづくりが必要です。

■ 社会福祉協議会の活動（地域福祉活動計画）

施 策	施策の内容と評価の内容
施策の内容	○認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が十分でない方のため、日常生活自立支援事業を行い支援します。
【現 状】	○認知症の初期段階での利用の普及を目指し、福祉サービスの利用を条件としない社会福祉協議会独自の日常生活自立支援事業を令和元年度より開始しています。
【課 題】	○生活支援員の確保が課題の一つとなっており、事業の広報と共に募集をする必要があります。

② 各種情報提供の充実

施 策		施策の内容と評価の内容
民生委員・児童委員による情報提供	施策の内 容	○民生委員・児童委員は、地域の実情を把握し、相談を受けた際、必要なサービスに関する情報提供や関係機関の紹介をします。
	現 状	○民生委員・児童委員が地域住民へ訪問支援を実施するとともに、課題を抱える住民に対し制度や相談窓口の紹介、また、必要により関係機関への連絡調整の支援を実施しています。
子育て等に関する情報提供	施策の内 容	○子育て等に関する情報提供は、社会福祉課、健康推進課、教育委員会及び保育園、認定こども園、幼稚園、学校が行います。 ○子育て等に関する相談は、市の保健師や各子育て支援センターの職員が受け付けます。
	現 状	○子育てに関する様々な情報が一目で分かるリーフレット「くいんてっと」を作成し配布しています。 ○子育て等に関する相談を市内9か所の「子育て支援センター」と「子育て世代包括支援センター」で実施しています。 ○療育に関する相談を「子育て世代包括支援センター」と「子どものことばとこころの相談室」で実施しています。
ボランティアに関する情報提供	施策の内 容	○社会福祉協議会のボランティアセンターが、各種ボランティア団体等の情報を提供し、活動の紹介と住民参加が促進できるよう支援します。
	現 状	○ホームページにボランティアの受入団体を掲載しています。 ○ボランティアをしたい人（団体）、お願いしたい人（団体）のマッチングをしています。 ○各種ボランティア保険についての説明をしています。 ○新規ボランティア団体の運営サポートを行っています。 ○ホームページや広報紙（毎月15日発行、全戸配布）等を活用したボランティア団体の活動紹介をしています。
【課 題】		○民生委員・児童委員との関わりを望まない地域住民が増加しているため地域の実情把握が難しくなっています。 ○子育て等に関する相談が複雑化しているため、関係機関で情報を共有して支援していく必要があります。 ○ボランティア活動の内容や参加者が固定化されているため、新たなボランティアを発掘・育成する必要があります。

③ 相談対応の充実

施 策		施策の内容と評価の内容																			
総合的な相談体制	施策の内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員が地域での相談に対応します。 ○市民相談については、法律相談は弁護士が、消費者トラブルに関する相談は担当者が対応します。 																			
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の相談は民生委員・児童委員が対応しています。 ○市民相談については、法律相談は弁護士及び司法書士が、消費者トラブルに関する相談は消費者相談窓口で対応しています。 																			
高齢者に関する相談対応	施策の内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者に関する相談には、相談内容によって素早く対応ができるよう、地域包括支援センター等により各種専門機関のネットワークの活用に努めます。 																			
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者に関する相談は、地域包括支援センター阿賀野と笹神が中心となり行っています。 地域包括支援センター阿賀野と笹神で受けた相談件数 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年度</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>2,373</td> <td>2,526</td> <td>2,391</td> <td>2,548</td> </tr> </table> ○家族介護支援事業（介護者のつどい）を開催しています。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年度</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>47人</td> <td>41人</td> <td>42人</td> <td>49人</td> </tr> </table> 	年度	H27	H28	H29	H30	件数	2,373	2,526	2,391	2,548	年度	H27	H28	H29	H30	参加者数	47人	41人	42人
年度	H27	H28	H29	H30																	
件数	2,373	2,526	2,391	2,548																	
年度	H27	H28	H29	H30																	
参加者数	47人	41人	42人	49人																	
障がい者に関する相談対応	施策の内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の地域生活支援のため、阿賀野市障害者総合相談支援センターが相談、関係機関との連絡調整等に応じます。 																			
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○阿賀野市障害者総合相談支援センター（H28年～障がい者基幹相談支援センター）が障がい者（児）及び保護者、関係機関からの相談を受け支援を行っています。 																			
児童等に関する相談対応	施策の内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○児童等に関する相談には、主任児童委員が対応します。 ○学校においては、スクールカウンセラーが相談に対応していますが、関係機関との連携が図られるよう支援します。 																			
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○相談内容により、子育て世代包括支援センター、教育センター、こどものことばとこころの相談室、主任児童委員などが相談支援を行っています。 																			
虐待に関する相談対応	施策の内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待に関する相談で、高齢者等については保健師が、児童については保健師、児童家庭相談員が対応し、状況に応じて関係機関へつなげます。 																			
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者虐待は地域包括支援センター、児童虐待は子育て世代包括支援センター、障がい者虐待は基幹相談支援センターが窓口となり、虐待対応と虐待防止の啓発をすすめています。 <虐待認定件数> H28：64件（高齢者24件、児童39件、障がい者1件） H29：81件（高齢者16件、児童58件、障がい者7件） H30：87件（高齢者17件、児童66件、障がい者4件） <虐待防止研修会> 高齢者：H27年からH30年まで、年1回開催しました。 障がい者：令和2年3月実施を予定しています。 																			

生活困窮者自立支援制度などへの対応	施策の内 容	○平成27年度から施行される生活困窮者自立支援制度では、経済的な課題のみではなく複合的な課題について住民の相談対応が求められるため、いろいろな分野で総合的に支援します。
	現 状	○社会福祉協議会に委託実施している「暮らしサポートセンター」を中心に、生活困窮者の支援を行っています。現在、延べ400ケースを超える相談に対応してきました。受付窓口での相談にとらわれず、訪問相談や関係機関への窓口相談への同行など、積極的な訪問支援を展開しています。市内における福祉関係機関とも連携しながら、生活課題を抱える方への相談支援を基軸とした地域のセーフティネットが広がり、強化されています。
【課 題】		<ul style="list-style-type: none"> ○家族が抱える問題が複雑化しており、一つの窓口では解決できなくなっているため、相談機関の連携・協働が必要となっています。 ○各種相談窓口の周知を図る必要があります。 ○家庭介護支援事業（介護者のつどい）の参加者が固定化し、新規参加者が増えない状況になっています。 ○虐待及び虐待が疑われる事案が増加しているため、虐待予防を啓発し、虐待のない地域づくりをすすめていく必要があります。 ○高齢者の低収入に起因する生活困窮対策や、引きこもり状態の方の社会参加や新規就労を支えるため、地域における就労支援体制のさらなる充実といった収入の増加に繋がる支援メニューを拡充する必要があります。

■ 社会福祉協議会の活動（地域福祉活動計画）

施 策	施策の内容と評価の内容
施策の内容	○生活福祉資金貸付事業をはじめ、日常生活全般に困難を抱えている方の生活の立て直しのため、継続的な相談支援を行います。
【現 状】	<ul style="list-style-type: none"> ○暮らしサポートセンターあがのでは支援調整会議を開催し、多職種で情報を共有しながら継続的な支援計画を立案、相談支援を実施しています。 ○金銭面だけの問題として捉えず、生活全般における問題・課題を抽出し解決に向け取り組んでいます。
【課 題】	<ul style="list-style-type: none"> ○問題が表面化・重大化する前に相談できるよう多機関との連携を強化します。 ○貸付後の生活実態の把握や、滞納の理由などを相談できるような関係性を更に構築していきます。

④ 保健・医療・福祉の連携調整

施 策		施策の内容と評価の内容
保健・医療・福祉の情報の共有	施策の内 容	○保健・医療・福祉の密接な関係を形成するため、行政と関係機関との連携を図ります。
	現 状	○市内医師会、病院、市保健・医療・福祉関係部署など関係者が集まり、業務打合せ会を年1回開催しています。 ○在宅医療・介護連携事業として、多職種連携研修会等を開催しています。 ○地域包括ケア推進会議を開催し、住み慣れた地域での生活を地域全体で支援しています。
適切なサービス量と質の確保	施策の内 容	○高齢者や障がい者が地域で自立した生活を続けられるよう必要なサービスが確保できる体制づくりに努めます。 ○病児保育、子育て支援等の充実に努めます。
	現 状	○介護支援専門員研修会を開催しています。 (主任介護支援専門員連絡会議、新人介護支援専門員連絡会、介護支援専門員連絡会、介護支援専門員研修会) ○障がい者（児）が地域で生活するために必要な支援や不足するサービスについて、定期的に関係者が集まり検討を行っています。 ○常時6名の病児を受け入れできる職員体制を整えています。 ○子育てについて、助産師・栄養士と個別に相談できる「なんでも相談」を実施しています。
【課 題】		○医療依存度の高い人や在宅介護の急変時の対応と体制整備、職種ごとの連携を強化する必要があります。 ○地域課題は多岐にわたっているため、優先的に解決すべき地域課題を選定し、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援を充実していく必要があります。 ○複雑化する支援困難事例の対応等で担当する介護支援専門員の負担感が増強しているため、負担軽減のための支援を図る必要があります。 ○介護支援専門員による経験年数や基礎資格によるスキルの格差是正のため、今後も必要な研修等を計画、実施していく必要があります。 ○医療ケアが必要な重度障がい者（児）が、安心して地域で生活できる支援体制を構築する必要があります。

■ 社会福祉協議会の活動（地域福祉活動計画）

施 策	施策の内容と評価の内容
施策の内容	○介護保険サービスの提供、災害援助活動への支援はもとより、災害ボランティアセンター設置訓練等で、災害時のボランティアの役割について、学習する機会の更なる充実を図ります。
【現 状】	○利用者を中心とした社会福祉協議会の事業所間および関係機関と協働し、地域での生活支援に努めています。また、災害時に要配慮者の生活を支える担い手育成となる介護教室など開催しました。
【課 題】	○外部の保健・医療・福祉の関係機関との連携を強化していく必要があります。

⑤ 地域の災害・防犯体制の充実

施 策		施策の内容と評価の内容
自治会等での災害・防犯対策の推進	施策の内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織を強化し、行政と地域の連携を図りながら、要援護者を災害から守るための対応や子ども、高齢者を犯罪から守るための対応を推進していきます。 ○救急救命講習会、防火訓練等の開催を推進します。
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会を対象に防災講座や防災訓練を行い、地域で要支援者を守る取り組みを行っています。
市地域防災計画に基づいた福祉関係機関との連携・対応	施策の内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○阿賀野市地域防災計画に基づき、迅速に対応できるよう各機関との連携を強化します。
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災訓練に、災害時にボランティアセンターを設置することとなる社会福祉協議会にも参加してもらい、連携を図っています。
【課 題】		<ul style="list-style-type: none"> ○自治会による自主防犯団体の立ち上げを推進していく必要があります。 ○災害時の対応について、要支援者を地域で守る取り組みを行う等、進んでいる自治会はあるが、市全体でみると、防災意識が高いとは言えない自治会が多い状況です。

■ 社会福祉協議会の活動（地域福祉活動計画）

施 策	施策の内容と評価の内容
施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に対して援助活動が実施できるよう、災害ボランティアの養成を進めています。
【現 状】	<ul style="list-style-type: none"> ○自助・共助に関する災害研修会を実施しました。 ○市内の学校や自治会へ出向き、防災研修会を実施しています。 ○市の防災訓練時に、災害ボランティアセンターの周知や災害非常食の試食、非常用トイレなどの紹介、身近なもので作れる日用品の工作体験を実施しました。 ○防災に関しての知識を高めるため、職員に防災士の資格を取得させました。
【課 題】	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時に、適切な行動がとれるようボランティアセンター職員の資質の向上のための研修会を継続して実施する必要があります。 ○災害ボランティアセンターの役割や必要性を地域住民に知ってもらう必要があります。 ○地域住民が災害時に行えるボランティア活動の啓発を進める必要があります。

第4章 施策の展開

基本目標 1 住民を中心に、全ての関係者参加型の助け合い、支え合う地域づくりをすすめていきます。

(1) 要援護者支援の推進

【取り組みの方向性・概要】

① 高齢者・障がい者・児童虐待への対応

虐待の防止と早期発見に向けた体制強化と関係機関との連携強化を推進とともに虐待防止に関する広報、啓発活動を実施し、虐待のない地域の実現を目指します。また、虐待への対応は迅速に行うとともに、養護者・保護者に対する支援に努めます。

② ひきこもりへの対応

関係機関と連携を図りながら実態とニーズの把握に努め、必要な支援策を構築していきます。

③ 生活困窮者への対応

生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度を含めた制度の利用と、関係機関と連携し就労・生活支援を実施します。

④ 要援護者の把握

民生委員・児童委員や関係機関と連携を図り、生活課題を抱える要援護者の把握に努めます。

⑤ 子どもの貧困対策への対応

子どもの貧困対策推進計画と子ども子育て支援計画を策定し、計画に基づき推進します。

(2) 世代間交流の推進

【取り組みの方向性・概要】

① 子どもから高齢者・障がい者等の交流が促進するよう教育活動・生涯学習活動・スポーツ活動等に取り組みます。

② 地域の高齢者等の知恵や体験、伝統・文化を、若い世代に伝える世代間交流が促進されるよう支援します。

③ 保育園・認定こども園・幼稚園・学校において地域住民との交流を図ります。

(3) 地域住民・行政・組織のネットワークづくり

【取り組みの方向性・概要】

① 地域住民・医療・福祉・就労・行政等地域の様々な事業者の連携による地域課題の解決に向けての取り組みに努めます。

② 地域住民と地域の関係者の協働による支え合い助け合い活動の推進を図ります。

(4) 地域等による見守り体制の実現

【取り組みの方向性・概要】

- ① 地域住民等による地域の見守りや声かけ体制の実現に努めます。
- ② 地域住民・事業者・行政等による見守りにより、引きこもり、自殺、虐待等の防止を図ります。
- ③ 地域住民を中心に、企業・団体・行政など地域で生活・活動する全ての人がパトロール隊となり見守り活動がすすむ地域づくりに取り組みます。

(5) 笑顔あふれる居場所づくりの推進

【取り組みの方向性・概要】

- ① 子どもから高齢者まで、誰もが集える居場所「ふれあい広場」の整備に向けた活動の支援を行います。
- ② 障がいのある方が、社会参加できる居場所となる福祉サービスの充実に努めます。
- ③ 子どもや子育て親子の居場所づくりを推進します。

■ 数値目標

指 標	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
虐待認知件数（高齢者・障がい者・児童）	87件	0件
住んでいる地域で、住民どうしの自主的な支え合い、助け合いができると思っている市民の割合	66.4%	100%
自治会など地域のコミュニティ活動に参加している市民の割合	55.2%	60%

社会福祉協議会の活動（地域福祉活動計画）

(1) 要援護者支援の推進

- ① ひきこもりなど社会から孤立している方の自立を目的とした地域活動への取り組み支援を行います。また、地域とつながり、見守られる側から見守る側への転換、地域活動の活性化を目指します。
- ② 暮らしサポートセンターあがのによる生活困窮者への支援を推進します。
- ③ 高齢者の閉じこもり防止、健康相談、情報交換の場としてサロン活動を推進します。
- ④ 高齢者世帯を対象に声かけ、安否確認を兼ねた配食サービスを提供します。

(2) 世代間交流の推進

- ① デイサービスセンターにおいて、園児や小中学生との交流活動を実施します。
- ② 配食サービスのお弁当を小中学生から配達してもらうことで高齢者との交流を図ります。

(3) 地域住民・行政・組織のネットワークづくり

- ① 多様な地域課題に地域全体で取り組む地域共生社会の実現に向け、相談受付機能を強化し、地域住民・保健・医療・福祉・ボランティア・行政など関係機関の地域のハブ（つなぎ役）を目指します。

(4) 地域等による見守り体制の実現

- ① 日常生活のなかで地域住民をはじめ、各種団体・企業など誰もが気軽に参加できる地域の見守り・声かけ活動を推進します。また、活動をとおして情報提供を受けた場合には関係機関と協力した支援を行えるネットワークづくりの構築に努めます。

(5) 笑顔あふれる居場所づくりの推進

- ① 子育て世代や高齢者、障がい者(児)の居場所としてのサロン活動の充実を目指し、サロンボランティアどうしが気軽に相談し合える情報共有の場を提供します。
- ② サロンとのつながりを強化するため、積極的なサロン活動への参加・協力を行います。
- ③ サロンボランティアの担い手不足を解消するため、新たな人材発掘・育成に努めます。
- ④ 地域交流を促進した地域活動支援センターどれみハウスの運営を目指します。

■ 数値目標

指 標	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
生活困窮者自立支援事業の延べ相談件数	75 人	96 人
サロン参加者延べ人数	2,802 人	3,000 人
サロンボランティア活動延べ人数	1,275 人	1,400 人



基本目標 2 助け合い支え合い活動の担い手となる人材、組織づくりをすすめていきます。

(1) 地域福祉を担う人材等の育成

【取り組みの方向性・概要】

- ① 小・中学校等において「地域共生社会」についての理解を推進します。
- ② 地域住民等へボランティア活動の啓発をすすめます。
- ③ 地域における幅広い年齢層の地域リーダー・生活支援協議体の育成を推進します。

(2) ボランティア活動・NPO 法人・生活支援協議体等の活動の支援

【取り組みの方向性・概要】

- ① ボランティアセンターとの連携と支援を行い、ボランティア活動への参加促進を図ります。
- ② 生活支援協議体と生活支援コーディネーターと連携し、住民主体の支え合いの仕組みづくりを推進していきます。
- ③ ボランティア活動の内容等の周知を図り、登録者及び参加者の増加を推進します。
- ④ 一般企業や地域住民等によるボランティア活動が促進するよう啓発します。
- ⑤ NPO 法人による地域福祉活動への支援を行うとともに、研修会や育成セミナー等の開催により、NPO 法人の設立を支援します。
- ⑥ 地域活動を行う団体に対し、包括的な支援に取り組みます。

(3) 地域活動の組織づくり

【取り組みの方向性・概要】

- ① 地域課題の解決に向けた取り組みを自治会等が行うことができる組織づくりに取り組みます。
- ② 地域住民や自治会等による組織づくりが促進するよう、包括的な支援に取り組みます。

「社会福祉協議会の活動（地域福祉活動計画）」

(1) 地域福祉を担う人材等の育成

- ① 地域活動実践者それぞれが持っている強み・特性を生かした人材育成を行います。
- ② 市内の小中学生を対象に福祉教育や手話講座などを実施し、未来の担い手を育成します。
- ③ 新規ボランティア団体の運営を支援します。

(2) ボランティア活動・NPO 法人・生活支援協議体等の活動の支援

- ① ボランティア人口の増加、活動の充実を目指しボランティアに関する相談受付や助言に努めます。
- ② ボランティアを財政面から支えるため各種助成金の周知を強化し、申請手続きの支援を行います。
- ③ 広報紙やホームページ、SNS を介してボランティア活動の情報提供や魅力を発信します。
- ④ 生活支援協議体に協力し、地域共生社会の推進に努めます。

(3) 地域活動の組織づくり

- ① 社会福祉協議会のネットワークを活かした支援から、地域のつながりの再構築に取り組みます。また、地域課題を整理し、社会福祉協議会が持つネットワークを活用して、他機関と協力しながら住民主体の組織づくりを支援します。
- ② 自治会での組織づくりが円滑に行えるように協議の場を提供します。(皆の意見が尊重される組織づくりを目指すため職員が自治会に積極的に関わります。)
- ③ 社会福祉協議会に情報が集まる仕組みづくりの構築に取り組みます。

■ 数値目標（地域福祉計画及び地域福祉活動計画共通の目標）

指 標	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1 年の間に NPO 活動やボランティア活動に参加したことがある市民の割合	8.8%	15%
ボランティアセンターの延べ登録者数	1,137 人	1,400 人
ボランティアセンターの登録団体数	54 団体	60 団体



基本目標3 全ての市民が笑顔で暮らせる地域社会の基盤づくりをすすめていきます。

(1) 包括的な支援体制の整備

【取り組みの方向性・概要】

- ① 防災・交通・就労・保健・医療・福祉等、地域生活に関する全ての行政関係者が「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを行う体制整備をすすめます。
- ② 地域住民・事業者・行政等の協働による支援体制の構築に取り組みます。
- ③ 生活困窮者に対する支援を推進するため、法律関係者・団体・行政等多職種、多機関の協議による支援に取り組みます。

(2) 各種情報提供の充実

【取り組みの方向性・概要】

- ① 活字だけでなく、イラストやグラフなどを取り入れて見やすくしたり、インターネット等を活用した情報提供を推進します。
- ② 音声版CDなど、個々の市民に合った手法での情報提供を推進します。
- ③ 行政による地域福祉活動だけでなく、地域住民・事業所・団体等で行われている活動等について情報提供を推進します。

(3) 相談支援体制の充実

【取り組みの方向性・概要】

- ① 子ども・高齢者・障がい者（児）への相談支援は、各種行政機関に設置された相談窓口で支援を実施するとともに、民間の相談窓口等と連携し相談支援に取り組みます。
- ② 生活困窮者への相談支援は、社会福祉協議会に委託実施している「暮らしサポートセンター」と行政が連携して相談支援に取り組みます。
- ③ 複雑化・多様化している課題に対応するため、各相談支援機関が連携・協働して解決に当たる組織づくりをすすめます。
- ④ 各相談支援窓口の周知・啓発を図ります。

(4) 権利擁護の推進

【取り組みの方向性・概要】

- ① 判断能力が不十分な高齢者・障がい者等が安心して地域生活が送れるよう成年後見制度の活用を促進します。
- ② 成年後見の利用促進に向け、法人後見の整備に取り組みます。
- ③ 社会福祉協議会が、判断能力が不十分な高齢者・障がい者に対し、金銭管理等の支援を行う日常生活自立支援事業の普及・促進を図ります。
- ④ 障害者差別解消法の周知・啓発をすすめ、障がいに対する理解を促進し、差別のない地域づくりに取り組みます。

(5) 各種福祉サービスの充実

【取り組みの方向性・概要】

- ① 高齢者・障がい者（児）が地域で安心して自立した生活を続けることができるよう必要なサービスの確保に取り組みます。
- ② 高齢者・障がい者等が横断的に利用可能となる共生型サービスの導入の推進を図ります。
- ③ 子どもの療育支援については、医療・保健・教育等の多機関で連携するとともに、病児保育や子育て支援機関の充実に取り組みます。

(6) 地域の防災・防犯体制の充実

【取り組みの方向性・概要】

- ① 地域による自主防災組織及び自主防犯団体の育成を推進し、地域と行政の連携を図り、高齢者や障がい者等要援護者を災害・犯罪から守る体制づくりに取り組みます。
- ② 避難行動要支援者名簿を作成し、自治会等による災害時の早期支援を図ります。
- ③ 阿賀野市地域防災計画に基づき、迅速に対応できるよう、各機関との連携強化を図ります。
- ④ 地域住民・行政・事業者等の協働による防犯活動に取り組みます。

■ 数値目標

指 標	現状値（H30 年度）	目標値（R6 年度）
法人後見を実施する法人数	〇事業所	1 事業所
自主防犯団体数	34 団体	41 団体
地域の生活で困った時に相談できる窓口を一つも知らない市民の割合。	13. 1 %	0 %

社会福祉協議会の活動（地域福祉活動計画）

(1) 包括的な支援体制の整備

- ① 生活困窮者への支援として、生活困窮者自立支援事業連絡協議会を実施し関係団体とのネットワークの強化を図ります。

(2) 各種情報提供の充実

- ① あらゆる年齢層に対応するため、SNS など情報提供の媒体の充実に努めます。
- ② SNS を活用して、正確な情報を提供できるよう情報発信のルール作りを徹底します。
- ③ 市内全戸に配布する広報紙やボランティア情報誌、ホームページを活用した情報提供に努めます。

- ④ 音声訳ボランティアの後方支援を継続して行います。

(3) 相談支援体制の充実

- ① 多様な地域課題に対応するため相談窓口の強化を図ります。また、寄せられた相談に対しては、関係機関・団体への取り次ぎを行うほか、必要に応じ関係機関と連携し相談者に寄り添った支援を行います。
- ② 相談支援を実践していく過程でつながる関係機関・団体とのネットワークを構築し、よりよい相談支援体制づくりに努めます。
- ③ 積極的な訪問支援を展開し、生活困窮者の相談から得られるニーズに柔軟に対応します。
- ④ 生活困窮者自立支援事業と協働し、相談体制を強化した生活福祉資金、小口資金貸付事業を実施します。

(4) 権利擁護の推進

- ① 判断能力が不十分な高齢者や障がい者等が日常生活を送るうえで必要な福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などについて、地域で安心して生活できるよう日常生活自立支援事業を推進します。
- ② 日常生活自立支援事業の対象とならない人に対して、阿賀野市社会福祉協議会独自版の日常生活自立支援事業による各種サービスを提供します。
- ③ 判断能力がなく日常生活自立支援事業の対象とならない人への支援として、法人後見を受任するための整備を進めます。

(5) 各種福祉サービスの充実

- ① 地域住民のニーズに対して、柔軟な対応ができるよう各事業所が持つ福祉サービスを展開します。

(6) 地域の防災・防犯体制の充実

- ① 見守り・声かけなど日々の活動から防犯や防災への意識の向上を高める取り組みに努めます。
- ② 他機関と連携した災害ボランティアの養成を推進します。
- ③ 災害ボランティアセンターの役割や必要性の周知に取り組みます。

■ 数値目標

指標	現状値（H30年度）	目標値（R6年度）
日常生活自立支援事業の利用者数	7人	15人
見守り活動協力者数	0人	500人

【数値目標一覧】

基本目標1 住民を中心に、全ての関係者参加型の助け合い、支え合う地域づくりをすすめています。

■ 地域福祉計画

指 標	現状値（H30 年度）	目標値（R6 年度）
虐待認知件数（高齢者・障がい者・児童）	87 件	0 件
住んでいる地域で、住民どうしの自主的な支え合い、助け合いができると思っている市民の割合	66.4%	100%
自治会など地域のコミュニティ活動に参加している市民の割合	55.2%	60%

■ 地域福祉活動計画

指 標	現状値（H30 年度）	目標値（R6 年度）
生活困窮者自立支援事業の延べ相談件数	75 人	96 人
サロン参加者延べ人数	2,802 人	3,000 人
サロンボランティア活動延べ人数	1,275 人	1,400 人

基本目標2 助け合い支え合い活動の担い手となる人材、組織づくりをすすめています。

■ 地域福祉計画及び地域福祉活動計画共通の目標

指 標	現状値（H30 年度）	目標値（R6 年度）
1 年の間に NPO 活動やボランティア活動に参加したことがある市民の割合	8.8%	15%
ボランティアセンターの延べ登録者数	1,137 人	1,400 人
ボランティアセンターの登録団体数	54 団体	60 団体

基本目標3 全ての市民が笑顔で暮らせる地域社会の基盤づくりをすすめています。

■ 地域福祉計画

指 標	現状値（H30 年度）	目標値（R6 年度）
法人後見を実施する法人数	0 事業所	1 事業所
自主防犯団体数	34 団体	41 団体
地域の生活で困った時に相談できる窓口を一つも知らない市民の割合。	13.1%	0%

■ 地域福祉活動計画

指 標	現状値（H30 年度）	目標値（R6 年度）
日常生活自立支援事業の利用者数	7 人	15 人
見守り活動協力者数	0 人	500 人

第5章 計画の推進に向けて

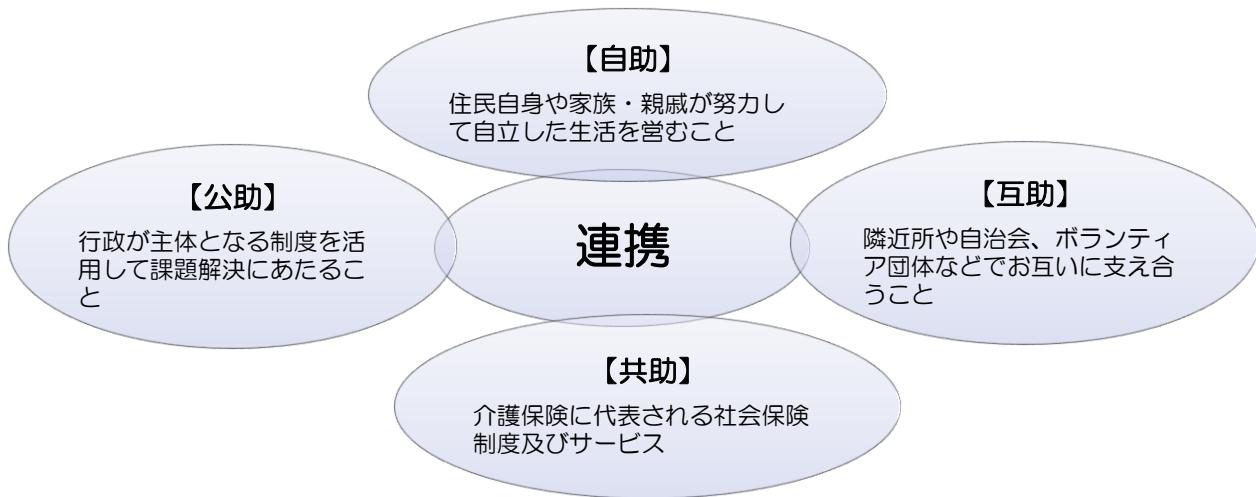
1 住民、関係団体、事業者、行政等の協働による計画の推進

地域共生社会を実現するために重要な地域福祉活動の担い手は、地域で生活、就労する住民一人ひとりです。現在、助け合い、支え合う地域をつくっていくためには、行政の取り組みだけでは限界があるため、地域住民との協働が不可欠となります。

また、地域にはそれぞれ多種多様な生活課題や福祉に対するニーズがあることから、それらに対応していくためには、その地域で活動する自治会やボランティア団体、事業者なども地域福祉の重要な担い手となります。

地域福祉計画を推進していくためには、住民自身が努力するとともに、地域住民とボランティア団体、事業者、行政等すべての地域福祉の担い手が相互に連携し、自助・互助・共助・公助の役割分担に基づく地域の支え合いの仕組みづくりが重要です。

地域の絆づくりを行い、地域の課題を地域で解決できる地域づくりをすすめ地域に孤立する人がなくなるよう取り組んでいきます。



(1) 住民、地域活動団体に期待される役割

地域福祉活動を推進していくためには、住民一人ひとりが自ら努力すること、また、地域の住民が抱える生活課題を把握し、地域の中で連携しながら協働で解決していく行動が求められます。

そのためには日頃から声かけやあいさつにより近隣どうしの交流を深め、顔見知りの関係を築き、地域の行事に参加し地域で助け支え合う地域づくりをすすめるとともに、ボランティア活動などに積極的に参加していくことが望まれます。

また、地域活動団体には、それが連携しながら活動内容の充実とサービスの多様化を図り、生活課題や福祉に対するニーズに対し、積極的に対応していくことが求められています。

(2) 民生委員・児童委員に期待される役割

民生委員・児童委員は、地域の高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、要保護世帯などの相談業務や自立への援助活動など地域に根ざした福祉活動を無償で行っており、地域の身近な相談役、地域と関係機関をつなぐパイプ役としてますます重要性が高まっています。

また、近年では、少子化の進行や子どもへの虐待の増加など、多くの問題が表面化していく、児童委員としての役割もさらに重要な役割となっています。

民生委員・児童委員の職務内容は、民生委員法、児童福祉法で明確にされています。その活動は年々増大し、かつ内容も複雑化・多様化しているため、民生委員・児童委員活動に対する適切な支援を行い、地域福祉の向上を目指します。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置し、地域のボランティア団体等の活動を支援するほか、ボランティアの育成、要援護者に対する直接的な支援、地域交流の機会づくりなど地域福祉を推進していく活動を実践していく団体であり、非常に重要な役割を担っています。

様々な内容で、多くの人たちが活動しているボランティアの相互間のネットワークづくりを推進し、“住民主体の地域福祉サービス”のシステムを構築するとともに、住民・保健・医療・福祉・事業者など関係者との関係を構築し、地域におけるニーズの掘り起こし等を行いながら連携強化を図ります。

また、生活困窮者に対しては、暮らしサポートセンターの相談支援員が地域の支援者と連携をしながら経済的問題、家庭の問題、健康の問題など生活困窮者個々が抱える問題に対し、適切な相談及び支援を行います。

(4) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、提供するサービスの質や量の確保、職員のスキルアップを図り、利用者や家族の安全安心の確保と地域生活の質の向上に取り組むことが求められています。

また、福祉施設などにおいては、利用者と地域住民やボランティアなどが交流し合う地域交流・世代交流による地域福祉の担い手づくりの場や、地域福祉の拠点としての機能を果たすことも求められます。

(5) 行政の役割

市は、市民や関係団体などの自主的な活動を支援するとともに、住民、ボランティア団体、事業者等と協働による地域福祉の担い手づくりと地域づくりを推進するため様々な施策を総合的に推進する役割を担っています。

また、地域課題の把握に努め、多岐にわたる課題に対応するため、関係機関と情報共有し、住民が安全安心に地域で暮らせるよう体制整備に努めます。

2 計画の推進体制

地域福祉は、住み慣れた地域で市民一人ひとりの暮らしと生きがいを守るために取り組みます。

本計画を推進し、地域福祉のための地域づくりの体制を実現するためには、地域住民、ボランティア、事業者、社会福祉協議会、行政など全ての関係者が連携し取り組んでいく必要があります。

(1) 庁内関係部局との連携

計画を推進していくためには、福祉、健康、市民生活、学校教育、生涯学習、防災など様々な分野と協働で取り組んでいかなければ実現できません。したがって、庁内関係部局で情報共有と連携を図り、本計画の推進に取り組みます。

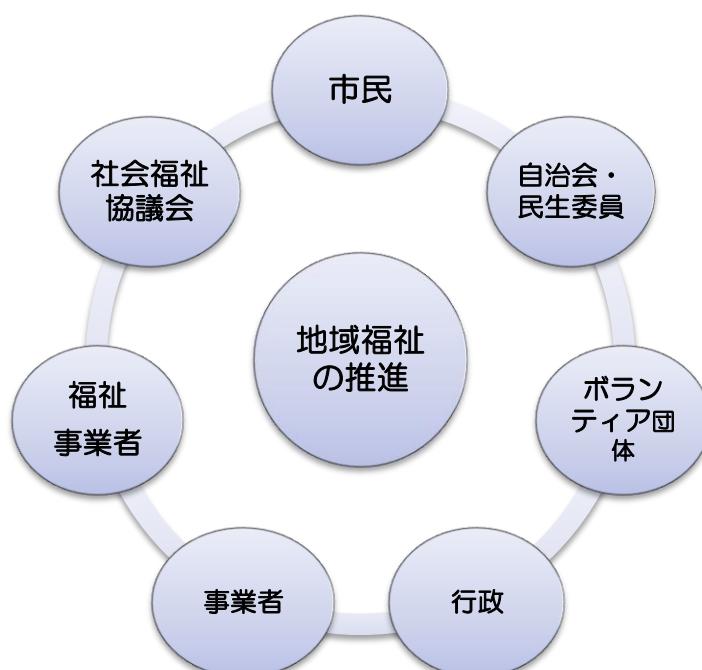
(2) 関係機関との連携

計画を推進していくためには、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、各種団体、福祉事業者、事業者と一緒に取り組んでいく必要があります。したがって、全ての関係者に対し地域福祉に関する情報を発信するとともに、連携を図り、本計画の推進に取り組みます。

(3) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域福祉を推進するため計画の各分野で大きな役割を担う中心的な団体であり、地域福祉活動計画を策定し、地域福祉を実践していく団体です。したがって、社会福祉協議会と情報を共有し一体となって、本計画の推進に取り組みます。

関係者の連携・協働による地域福祉の推進体制のイメージ



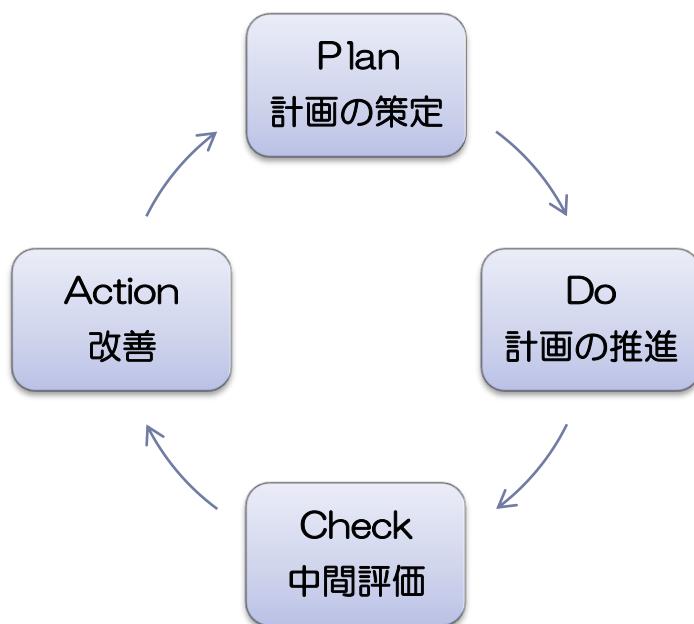
(4) 計画の普及啓発

地域福祉を推進するうえで、計画の理念や基本方針、目指す方向性や取り組みについて、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、各種団体、福祉事業者、事業者、社会福祉協議会、行政など計画に関係するすべての人たちが理解し、共通の目的に向かって進めていくことが必要です。

そのため、「広報あがの」や市のホームページを利用するほか、社会福祉協議会などの団体を通じて情報を公開し、市民や関係する人たちにわかりやすい制度の情報提供や普及啓発を進めます。

(5) 計画の進行管理

今後の計画の進行管理については、引き続き PDCA サイクル（計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れ）を活用し、サービスや取り組みの調査・分析及び評価を行い、改善点を明らかにし、今後の施策の充実に生かします。



資料編

1 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定された市町村老人福祉計画である「阿賀野市高齢者福祉計画」と介護保険法第117条に規定された市町村介護保険事業計画である「阿賀野市介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置づけられます。

＜基本理念＞

第3期計画以降、高齢者施策については「若い世代からの生活習慣の改善と高齢者を支える地域体制の確立」を基本方針として事業展開を進めてきました。

この間においても人口の高齢化はさらに進展して、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯といった要援護性の高い世帯数が増加するとともに、要介護等認定者数と介護保険サービス利用量がさらに拡大していくものと見込まれます。また、第6期計画期間中には、いわゆる団塊の世代が65歳に達したことから、予防型の健康づくりや社会参加の推進も重要な課題となります。

これらのことを受け、本計画が「阿賀野市総合計画」で掲げる「元気で明るく活力のある魅力的なまち」を実現するため、7つの政策のうち同計画の福祉分野として「高齢者や障がい者福祉の充実」を設定します。

これは、介護等の支援が必要な状況となっても、すべての高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、「①医療・②介護・③介護予防・④生活支援・⑤住まい」が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を掲げる国の基本指針とも同じ方向性にあるものです。

＜あるべき姿＞

本計画は、市総合計画のまちづくりの目標「元気で明るく活力ある魅力的なまち」を実現するため、高齢者がいつまでも健康でいきいきと豊かな生活が送られるよう、施策を展開していきます。

住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送っています。

＜基本施策＞

- (1) 健康寿命の延伸に向けた健康づくり
- (2) だれもが社会参加したくなる地域づくり
- (3) 地域ニーズに対応した高齢者福祉サービス体制
- (4) 安全かつ安心して暮らせる地域づくり
- (5) 阿賀野型地域包括ケアシステムの深化・推進
- (6) 持続可能な介護保険事業の運営

2 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

阿賀野市では、障害者基本法に基づく計画である「第3次障がい者計画」、障害者総合支援法に基づく計画である「第5期障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく計画である「第1期障がい児福祉計画」を平成30年3月に一体化して策定しました。

本計画では、障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けて行くための体制整備を推進するための施策と、必要な障害福祉サービスの見込量を定めています。

障がいを取り巻く環境は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（精神保健福祉法）の改正、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行、「障害者雇用促進法」の改正など大きく変わってきました。また、少子高齢化、核家族化に伴い障がい者（児）や家族が抱える不安、問題も多様化複雑化しています。これに対し、市では『阿賀野市障がい者基幹相談支援センター』を設置し、障がい者（児）及び家族、障がいに関わる関係者の相談支援を行っています。

《基本理念》

誰もが、住み慣れた地域で元気に生活し、また、一人ひとりの尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有しています。今後も、障がいのあるなしにかかわらず障がいのある人が個人として尊厳にふさわしい地域生活を営むことができるよう、様々な支援を進めています。

一人ひとりが生き生きと安心して、ともに支えあい笑顔で暮らせる地域社会を実現する。

《基本的視点》

- (1) 社会全体におけるバリアフリー化の推進
- (2) 障がいの特性を踏まえた利用者本位の支援策の促進
- (3) 障がいのある人の自己実現を生涯にわたってサポートする体制の強化

3 阿賀野市子ども・子育て支援計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現や、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すために策定したものです。

令和元年10月には、幼児保育・教育の無償化など、近年、少子化対策として様々な施策が見直されています。これらを踏まえ令和2年度に新たに計画を策定します。

《基本理念》

個人の生き方の多様化が進み、家族や地域を取り巻く環境に変化が生じ、急速に少子高齢化が進行している現状の中、子どもはかけがえのない財産であり、未来を担う子どもたちが健やかに育つことは社会の発展に欠かすことができません。

本市では、子育てには親と家庭が責任を有するという基本的な考え方の下に、子どもの幸せを第一に考える視点、子どもを次の社会を担う人材に育てる視点、そして、家庭・団体・事業者・行政等を含め地域全体で子どもと家庭を支える視点に立ち、まち全体が子どもの成長を見守り、安心して子どもを産み育てられ、子どもがしっかりと成長できるような、子育てが楽しいまちを目指します。

子どもも 親も 地域も 輝きあふれる都市（まち）

4 第2次 健康あがの21計画

本計画は、健康増進法に定める国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を念頭に、本市の現状を踏まえた健康づくりの方向性を示すものとして、同法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画として策定するものです。

また、本計画は、「阿賀野市総合計画」や健康推進課が所管する「阿賀野市食育推進計画」、「阿賀野市歯科保健計画」、「阿賀野市みんなで支えよう「こころ」と「いのち」を守る行動計画（自殺総合対策行動計画）」、その他の関係計画との整合性を図るものです。

《基本理念》

健康づくりは、市民一人ひとりが主体的に取り組み、自らの生活習慣を見直すことであり、主役は市民であるといえます。

しかし、個人の努力のみに委ねるのではなく、健康づくりに取り組もうとする市民を地域社会全体で支援していく環境を整備することも必要です。

市民一人ひとりが、生涯を通じていきいきと幸せに暮らし続けることができるよう、家庭・地域・関係機関・行政が連携し、それぞれが役割を担いながら取り組む体制整備を図ります。

≪計画の体系図≫

- (1) 栄養・食生活
望ましい食習慣を身につけよう
- (2) 身体活動・運動・認知症等の予防
からだを動かすことを日常生活に取り入れよう
- (3) 喫煙・飲酒
たばこは吸わないようにしよう、アルコールと上手につき合おう
- (4) こころの健康・休養
生きがいを持ち、ストレスと上手につき合おう
- (5) 歯、口腔の健康
生涯自分の歯で食べられるようにしよう
- (6) 生活習慣病発症予防・重症化予防
自らの健康管理に関心を持とう

5 阿賀野市みんなで支えよう「こころ」と「いのち」を守る行動計画（自殺総合対策行動計画）

本計画は、阿賀野市における自殺対策を推進していくための総合的な計画で、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づく「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえたものです。また、市の最上位計画「阿賀野市総合計画」を基本とし、健康増進計画「健康あがの21計画」と整合性を持ちながら、自殺対策に関連する他の計画と連携を図るものであります。

≪基本目標≫

本計画は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全市町村において共通して取り組むべきとされている「基本施策」、本市の自殺の実態を踏まえた「重点施策」、そして、本市で既に実施している様々な事業のうち、自殺対策に関連する取り組みを地域全体で推進していく「生きる支援関連施策」の3つの施策です。令和2年度に第2次計画として新たに策定しました。

阿賀野市民一人ひとりが「こころ」と「いのち」を大切にし、悩み苦しむ人が孤立せず、家族や地域全体が支え合える、あたたかい阿賀野市になることを目指します。

≪基本施策≫

- (1) 地域におけるネットワーク強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 住民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

6 市民アンケート結果

□ 調査目的

アンケートは、阿賀野市地域福祉計画の策定にあたって、市民の地域福祉に対するニーズや意向などを聞き、計画づくりの基礎資料として活用することを目的として実施しました。

□ 調査対象及び調査方法

調査対象者は、本市に居住する20歳以上の市民（以下、一般市民と標記）及び自治会長とし、次の調査方法により実施しました。

	一般市民	自治会長
抽出数	2, 000	277
抽出法	住民基本台帳による無作為抽出	自治会長（12月1日現在）
調査方法	郵送法（郵送配布・郵送回収）	
調査時期	平成30年11月19日～平成30年12月17日	
調査地域	市内全域	

□ 配布数及び回収結果

	一般市民及び自治会長（前回調査）
配布数	2, 277 (2, 276)
有効回収数	1, 088 (1, 087)
有効回収率	47. 8% (47. 8%)

有効回収率は、前回調査と同じでした。

★ あなたにとって「地域」と感じるのはどれくらいの範囲ですか。

■アンケート結果

「自治会・町内会」という回答が37. 7%と最も高く、前回と比べ4. 2ポイント高くなっています。次に「旧町村（地区）」が23. 2%と高くなっています。

性別では、どちらも「自治会・町内会」が最も高く、「となり近所」は、男性が女性の半数の割合となっています。

年齢別では、前年代で「自治会・町内会」が最も高く、年齢が高くなるに従い割合が高くなっています。

地区別では、全ての地区で「自治会・町内会」が最も高く、その中でも笹神地区が高く、安田地区が低い割合となっていますが、「旧町村（地区）」の割合は、安田地区が最も高く、笹神地区が低くなっています。

★ あなたは、普段どのような近所づきあいをしていますか。

■アンケート結果

「家を行き来するほどではないが、会えば親しく話をする人がいる」という回答が48. 3%と最も高く、前回より7. 9ポイント高くなっていますが、「お互いに家を行き来するような仲の良い人がいる」は、前回より6. 0ポイント低くなっています。

性別では、どちらも「家を行き来するほどではないが、会えば親しく話をする人がいる」が最も高く、男性の方が6. 6ポイント高くなっています。

年齢別では、20歳代から40歳代で「あいさつ程度の人がほとんど」が最も高く、年齢が若いほど割合が高くなっています。また、50歳代から70歳以上は「家を行き来するほどではないが、会えば親しく話をする人がいる」が最も高くなっています。

地区別では、全ての地区で「家を行き来するほどではないが、会えば親しく話をする人がいる」が最も高くなっています。

★ 地域で暮らす住民どうしの自主的な支え合い、助け合いについて、どのように思いますか。

■アンケート結果

「必要だと思う」、「少しは必要だと思う」が93.5%となっています。今回、新たに選択肢を設けたため、比較は難しいと考えます。

20歳代以外を除けば、性別、年齢別、地区別全てで「必要だと思う」、「少しは必要だと思う」が90%前後と高い割合となっています。

★ お住まいの地域で行われている行事や活動などに参加していますか。

■アンケート結果

「お祭り、盆踊りなど」、「清掃・美化や環境保全のための活動」、「その他の自治会等の行事や活動」が40%を超えた割合となっており、前回と比べ、多少の増減がありますが大きな変化は見られません。

性別では、男女とも「お祭り、盆踊りなど」、「清掃・美化や環境保全のための活動」、「その他の自治会等の行事や活動」が高い割合となっていますが、男性の方が高い割合となっています。

年齢別では、30歳代40歳代で「子ども会やPTAなどの育成活動」の割合が、50歳代60歳代で「清掃・美化や環境保全のための活動」の割合が高くなっています。

地区別では、水原地区で「お祭り、盆踊りなど」57.2%と最も高く、安田地区と20.8ポイントと大きな差がみられる反面、「清掃・美化や環境保全のための活動」では、 笹神地区が57.7%と最も高く、水原地区と20.1ポイントの差となっています。

★ 地域活動や行事がさらに活発に行われるようにしていくためには、どのようなことが大切だと思いますか。

■アンケート結果

「住民どうしが困ったときに、今以上に助けあえる関係をつくる」が54.1%と最も高く、次いで「あいさつかできる程度の顔見知りの関係を広げる」の順となっており、前回とほぼ同じ割合となっています。

性別、年齢別、地区別の全てで「住民どうしが困ったときに、今以上に助けあえる関係をつくる」が最も高くなっています。今回新たに設けた「生活支援協議体（地域支え合い推進員）の活動への理解と参加」が、地区によって割合に差があります。

★ 日頃の生活でどのようなことに悩みや不安を感じていますか。

■アンケート結果

「自分や家族の老後のこと」、「自分や家族の健康のこと」が50%を超える高い割合となっており、前回と比べ更に割合が高くなっています。

性別、地区別では「自分や家族の老後のこと」、「自分や家族の健康のこと」が50%から70%弱と割合が高くなっています。

年齢別では、20歳代から50歳代の働き世代で「経済的な問題」が、30歳代40歳代で「子育てに関するこ」の割合が高くなっています。

★ ふだん悩みや不安などがあるときに、家族や親戚以外のどんな人（場所）に相談をしていますか。

■アンケート結果

「友人・知人」が67.9%と最も高く、次いで「職場の人」、「近所の人」の順となっており、前回と比べても、順番や割合に大きな変化は見られません。

性別、年齢別、地区別の全てで「友人・知人」の割合が50%以上で最も高く、特に20歳代が86.7%と最も高くなっています。

★ あなたは、近所の援護が必要な人に対する支援をどう考えますか。

■アンケート結果

「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が39.7%と最も高く、次いで「支援をしたいが、自分のことで精一杯なので、余裕がない」の順となっており、前回と比べても、順番や割合に大きな変化は見られません。

性別では、男性で「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が46.9%と最も高く、女性より15.4ポイント高くなっています。女性では「支援をしたいが、自分のことで精一杯なので、余裕がない」が33.3%と最も高く、男性より10.0ポイント高くなっています。

年齢別では、20歳代で「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」が最も高く、30歳代40歳代では「支援をしたいが、自分のことで精一杯なので、余裕がない」が最も高く、50歳代以上では「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が最も高くなっています。

地区別では、全地区で「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が最も高い割合となっています。

★ あなた自身が日常生活が不自由になった場合、地域で何をして欲しいですか。

■アンケート結果

「災害時の手助け」が51.2%と最も高く、次いで「雪おろしや玄関前の除雪」、「通院などの外出の手伝い」、「安否確認の声かけ」の順となっています。

前回との比較では、「通院などの外出の手伝い」が6.3ポイント高くなっています。

性別、年齢別、地区別では、20歳代以外は「災害時の手助け」が最も高い割合となっています。

★ あなたの近所に援護が必要な人がいた場合、どんな支援ができますか。

■アンケート結果

「安否確認の声かけ」が59.8%と最も高く、次いで「災害時の手助け」、「ちょっとした買い物やゴミ出し」、「雪おろしや玄関前の除雪」の順となっており、前回とほぼ同様の割合となっています。

性別では、どちらも「災害時の手助け」や「安否確認の声かけ」の割合が高くなっています。女性では「安否確認の声かけ」、「ちょっとした買い物やゴミ出し」の割合が、男性より高くなっているのに対し、男性では「災害時の手助け」、「雪おろしや玄関前の除雪」が女性より高くなっています。

年齢別では、30歳代が「災害時の手助け」が最も高く、他の年代では「安否確認の声かけ」が50%を超えていました。

地区別では、全地区で「安否確認の声かけ」が最も高く、次いで「災害時の手助け」の順となっています。

★ 健康や福祉に関する情報を得るうえで、役に立っていると感じるものは何ですか。

■アンケート結果

「阿賀野市の広報紙など」が70. 6%で最も高く、次いで「テレビ・ラジオ」、「新聞・雑誌・かわら版」、「近所、友人からの情報」の順となっています。また、今回の調査から新たに設けた「回覧板」は25. 6%、「インターネット・スマートフォン・SNS」が18. 3%となっています。

前回調査との比較では、「新聞・雑誌・かわら版」が4. 5ポイントと若干低くなっています。のことから、活字離れが進んでいることがうかがえます。

性別、年齢別、地区別では、20歳代を除いた全てで「阿賀野市の広報紙など」が最も高く、20歳代で「インターネット・スマートフォン・SNS」が高くなっています。年齢が若くなるにしたがい「インターネット・スマートフォン・SNS」、「市のホームページ」の割合が高くなっています。

★ あなたは、ボランティア活動に参加していますか。

■アンケート結果

「機会があれば参加したい」が44. 3%と最も高く「現在は参加していないが、是非参加したい」と合わせると、参加に前向きな方が50%の割合となっていますが、前回と比べると、参加に前向きな方の割合は低くなっています。

性別、年齢別、地区別の全てで「機会があれば参加したい」が最も高くなっていますが、年代で差があります。また、60歳代以上で「現在参加しており、今後も続けたい」の割合が高くなっています。

★ 今後、参加したいと思うボランティア活動などありますか。

■アンケート結果

「特にない」が31. 0%と最も高く、次いで「自然や環境保全に関する活動」、「防犯・防災など地域の安全を守る活動」、「ひとり暮らし高齢者等に対する支援」、「まちづくりに関する活動」の順となっており、前回との比較では、若干の増減はあるものの大きな違いはありません。

性別では、男性で「防犯・防災など地域の安全を守る活動」、「自然や環境保全に関する活動」、女性で「子育て支援」、「食に関することや健康づくりの支援」の割合がそれぞれ高くなっています。

年齢別では、20歳代30歳代で「子育て支援」の割合が、40歳代50歳以上で「自然や環境保全に関する活動」の割合が、60歳代70歳以上で「ひとり暮らし高齢者等に対する支援」の割合がそれぞれ高くなっています。

地区別では、全地区において「自然や環境保全に関する活動」、「防犯・防災など地域の安全を守る活動」の割合が高くなっています。

★ 日頃、高齢者や障がいのある人などに対して心がけていることは何ですか。

■アンケート結果

「障がいのある人のための指定位置に駐車しないこと」が67. 6%と最も高く、「年齢、性別、障がいの有無などを理由に偏見をもったりしないこと」、「乗り物で高齢者や障がいのある人、妊産婦などに席をゆすること」も50%以上と高い割合となっていますが、前回との比較では、全てで低くなっています。

性別、年齢別、地区別の全てで「障がいのある人のための指定位置に駐車しないこと」が最も高くなっています。

★ 民生委員・児童委員が、地域福祉に関する下記の活動を行っていることをご存じですか。

■アンケート結果

「高齢者など支援が必要な人への訪問」が48.4%と最も高く、「日常生活の悩みや心配ごとの相談」、「福祉に関する情報の提供」も高い割合となっていますが、前回との比較では、全てで前回より低い割合となっており、逆に「いずれも知らない」の割合が前回より高くなっています。

性別では、「子どもに関する相談」は、女性の方が男性より高くなっています。

年齢別では、年齢が高くなるほど「日常生活の悩みや心配ごとの相談」、「高齢者など支援が必要な人への訪問」の割合が高くなる一方で、年齢が若くなるほど「いずれも知らない」の割合が高くなる傾向がみられます。

地区別では、 笹神・水原地区で「高齢者など支援が必要な人への訪問」が、他地区と比べ高い割合となっています。

★ 社会福祉協議会の活動について知っていますか。

■アンケート結果

「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」が65.8%、次いで「名前も活動内容もよく知っている」、「名前も活動内容も知らない」の順となっています。

前回との比較では、「名前も活動内容もよく知っている」が低くなり、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」「名前も活動内容も知らない」がそれぞれ高くなっています。

性別、年齢別、地区別の全てで「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」が最も高く、年齢が若くなるほど「名前も活動内容も知らない」の割合が高くなる傾向がみられます。

★ あなたは、社会福祉協議会にどのようなことを期待しますか。

■アンケート結果

「お年寄りの介護や見守りなどに関すること」が40.5%と最も高く、次いで「福祉に関する情報の発信」、「地域福祉活動や住民参加を支援すること」の順となっており、今回新たに設けた「生活に困っている人の相談に関すること」も高い割合となっています。

前回調査との比較では、「お年寄りの介護や見守りなどに関すること」や「福祉教育や福祉に関すること」が低くなっています。

性別、地区別では、「お年寄りの介護や見守りなどに関すること」が最も高く40%前後の割合となっています。

年齢別では、20歳代では「わからない」が、30歳代では「子どもの育児支援に関するここと」が、40歳代から70歳以上では「お年寄りの介護や見守りなどに関すること」の割合が最も高くなっています。

★ 高齢者や障がいのある人、子ども、子育てをしている人などが必要な福祉サービスを受けることができるようにするために、どのようなことが必要だと思いますか。

■アンケート結果

「気軽に何でも相談できる体制づくり」が69.9%と最も高く、次いで「いろいろな相談先の情報の提供」、「利用者がサービスを選ぶ際の相談・支援」の順となっており、今回新たに設けた「福祉サービスの量の確保」も高い割合となっています。

前回との比較では、「障害福祉サービス事業者の質の向上」が高くなっていますが、それ以外については、概ね前回より低くなっています。

性別、年齢別、地区別の全てで「気軽に何でも相談できる体制づくり」が最も高く、また、年齢が高くなるほど割合が高くなる傾向がみられます。

★ 福祉をはじめとして、地域の中のさまざまな課題を解決し、よりよい地域をつくっていくためには、地域住民と行政が協力・連携していくことが大切です。

あなたは、こうした協力・連携のあり方としてどのような形が望ましいと思いますか。

■アンケート結果

「地域に関することは計画・仕組みづくりから事業の実施・運営にいたるまで、住民と行政が対等な立場で参加し協力しながら行う」が47.2%と最も高く、次いで「地域に関することは住民が中心となって取り組むが、そのための計画や仕組みづくりは行政が率先して行う」、「地域に関することは住民が中心となって取り組み、行政は情報提供など側面的に支援する」の順となっており、前回と比べ大きな変化はありません。

性別、年齢別、地区別の全てで「地域に関することは計画・仕組みづくりから事業の実施・運営にいたるまで、住民と行政が対等な立場で参加し協力しながら行う」が最も高くなっていますが、年代によって差があります。

★ 身近な地域で住民が助け合い支え合うために、どのようなことが大切だと思いますか。

■アンケート結果

「どんな問題でも相談できるところがあること」が52.8%と最も高く、次いで「隣近所の交流と、助け合いが活発であること」の順となっています。また、「自治会を中心に地域福祉活動が活発であること」、「福祉活動を率先して行う熱心なリーダーがいること」も20%を超える割合となっています。

前回との比較では、「どんな問題でも相談できるところがあること」、「隣近所の交流と、助け合いが活発であること」、「福祉活動を率先して行う熱心なリーダーがいること」が4~6ポイント程度低くなっています。

性別では、男性で「自治会を中心に地域福祉活動が活発であること」が高く、女性で「サービス等の情報提供が充実していること」が高くなっています。

年齢別では、若い年代で「学校や社会で福祉教育が充実していること」の割合が高い傾向にあります。

地区別では、全ての地区で「どんな問題でも相談できるところがあること」の割合が50%程度と最も高くなっています。

★ 地域で暮らす人々が安心して暮らせるように、あなた自身ができることは何ですか。

■アンケート結果

「見守り、声かけ運動」が52.3%と最も高く、次いで「災害など緊急時の救助活動」、「地域で行う行事の準備や参加」、「話し相手や相談相手」、「福祉への関心を持つ」の順となっています。

前回との比較では、「災害など緊急時の救助活動」が高くなっていることから、災害に対する支援の意識が高まっています。

性別では、男性で「災害など緊急時の救助活動」、「地域で行う行事の準備や参加」の割合が高く、女性で「福祉への関心を持つ」、「弁当などの配食、会食会の手伝い」の割合が比較的高くなっています。

年齢別では、20歳代30歳代で「福祉への関心を持つ」の割合が、60歳代で「地域で行う行事の準備や参加」、「災害など緊急時の救助活動」の割合が他の年代に比べ高くなっています。

地区別では、 笹神地区で「地域で行う行事の準備や参加」、「災害など緊急時の救助活動」の割合が、 安田地区で「福祉への関心を持つ」の割合が比較的高くなっています。

★ 地域で、高齢者・障がい者・子どもたちが、これからも住み続けるために必要だと思われることは何ですか。

■アンケート結果

「公共交通機関の充実」が65.9%と最も高く、次いで「医療機関の充実」、「産業（働く場所）の確保、推進」の順となっています。

性別、年齢別、地区別の全てで「公共交通機関の充実」、「福祉サービスの充実」の割合が60%以上と高くなっています。また、30歳代40歳代で「教育の充実」の割合が高く、年齢が若いほど「住環境の整備（市営住宅含む）」の割合が高い傾向がみられます。

★ 地域の住民が助け合い・見守り活動をおこなうことで効果があると思われるものは何ですか。

■アンケート結果

「高齢者世帯の生活支援」が64.8%と最も高く、次いで「ひとり暮らしの人の生活支援」、「児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待の減少」、「子どもに対する犯罪の抑制」の順となっています。

性別、年齢別、地区別の全てで「高齢者世帯の生活支援」が高い割合となっています。

女性で「児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待の減少」が比較的高い割合となっており、年齢別では、20歳代で「ひとり暮らしの人の生活支援」の割合が他の年代と比べ低く、30歳代40歳代で「子どもに対する犯罪の抑制」の割合が比較的高くなっています。

★ あなたは、地域の生活で困ったときに相談できる窓口として知っている場所はどこですか。

■アンケート結果

「市役所」が59.3%と最も高く、次いで「地域包括支援センター」、「阿賀野市社会福祉協議会」の順となっています。

性別では、女性で「子育て支援センターにこにこ」、「子育て世代包括支援センター」といった子育てに関する窓口や「地域包括支援センター」の割合が高くなっています。

年齢別では、年齢が高くなるほど「地域包括支援センター」、「阿賀野市社会福祉協議会」の割合が高くなる一方で、年齢が若くなるほど「インターネット・スマートフォン・SNS」、「どこも知らない」の割合が高くなる傾向がみられます。

阿賀野市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における地域福祉の推進に当たり、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、阿賀野市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、市長に提言するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画策定に必要と認められる事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、20名以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉団体に関係する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定終了までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときには、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第180号）

この告示は、平成25年10月10日から施行する。

阿賀野市地域福祉計画策定委員会

任期：平成 30 年 8 月 7 日～計画策定終了まで

	所属団体・関係機関	職名	氏名	備考
1	阿賀野市社会福祉協議会	地域福祉課主任	石塚 貴之	
2	阿賀野市老人クラブ連合会	会長	石山 新伍	
3	阿賀野市民生委員児童委員協議会	会長	佐久間 榮一	
4	中島五自治会	自治会代表	高橋 義衛	
5	阿賀野市手をつなぐ育成会	会長	田代 健一	
6	阿賀北総合福祉協会	ゆうきの里 所長	中村 満	委員長
7	阿賀野市健康推進員会	会長	長谷川 信子	
8	子育て支援ボランティア いちごみるく	代表	八木 美代子	副委員長
9	新潟県新潟地域振興局 健康福祉部	副部長	小池 貴之	
10	新潟県新発田地域振興局 健康福祉環境部	地域福祉課長	上島 秀樹	H31.4 月～
11	阿賀野市民生部	部長	米山 和朗	
12	//	健康推進課長	菅井 真由美	H31.4 月～
13	//	高齢福祉課長	宮尾 敦	H31.4 月～
14	//	社会福祉課長	山崎 善哉	

用語解説

自然動態（P 7）	一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。
社会動態（P 8）	転入と転出の推移。
介護予防・日常生活支援事業 (P 10)	高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業。
合計特殊出生率（P 14）	その年次の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。
地域共生社会（P 19）	行政の制度による各種福祉サービスを利用するだけでなく、地域住民一人ひとりのつながりを大事にしながら、行政・地域住民・社会福祉事業者・ボランティア団体等が連携・協働して、地域全体で福祉に関する課題に取り組む社会のこと。
要援護者（P 20）	災害時において、安全な場所に避難する際に支援を要する人のこと。 高齢者をはじめ障がい者、乳幼児、妊婦などが挙げられる。
NPO 法人（P 20）	ノン・プロフィット・オーガニゼーション (Non Profit Organization) の略。民間非営利組織。営利を目的としない民間の活動組織のこと。
生活支援協議体（P 20）	子どもから高齢者までの拠点となる居場所づくりやボランティアの育成・啓発など、高齢者の生活を支える仕組みづくりに取り組んでいる会で、民間企業、共同組合、ボランティア、社会福祉法人、民生委員、自治会長等の代表で構成されている。
SNS（P 23）	ソーシャルネットワーキングサービスの略 登録された利用者どうしが交流できる WEB サイトの会員制サービス。
日常生活自立支援事業 (P 34)	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用の援助等を行うもの。
成年後見制度（P 34）	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度。不動産や預貯金の管理、契約、遺産分割の協議等を支援します。

生活困窮者自立支援制度 (P 36)	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる制度。
生活福祉資金貸付事業 (P 37)	所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、社会福祉協議会が資金の貸付けを行う。
自主防災組織 (P 38)	大災害時に備えて、地域住民が自主的に集まり活動する防災組織のこと。
避難行動要支援者名簿 (P 46)	高齢者や障がい者など災害時に避難の誘導や補助など支援が必要な人が、市が作成する名簿に登録を同意した方の名簿のこと。